

令和6年度本学専門職学位課程評価基準による自己点検・評価結果

評価基準		評価基準に係る基本的な観点		評価結果	長所として特記すべき事項	改善を要する事項	
1 理念・目的	1-1	専門職学位課程の理念・目的が法令に基づいて明確に定められていること。	1-1-1	理念・目的は、学校教育法第99条第2項、専門職大学院設置基準第26条第1項等に基づいて明確に定められているか。	A: 観点を十分に達成している	該当なし	該当なし
	1-2	専門職学位課程のディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーが制定され、ポリシー間に整合性があること。	1-2-1	互いに整合性のある3つのポリシーが制定されており、人材養成の目的及び修得すべき知識・能力等が明確になっているか。	A: 観点を十分に達成している	該当なし	該当なし
			1-2-2	専門職学位課程が生涯にわたる職能形成を支える設定となっているか。あるいは、特定のキャリアステージに特化する場合は、特化する理由、得られる特徴が明示されているか。	A: 観点を十分に達成している		

評価基準		評価基準に係る基本的な観点	評価結果	長所として特記すべき事項	改善を要する事項		
3 教育の課程と方法	3-1	教職大学院の制度並びに専門職学位課程の目的に照らして、理論と実践を往還・融合させる教育に留意した体系的な教育課程が編成されていること。	3-1-1	教育課程 (1)専門職学位課程の目的・機能を果たすのにふさわしい教育課程編成となっているか。また、それが教育課程連携協議会等で検討されたものになっているか。 (2)教科領域を設けている場合は、教科内容に特化した教育にならないように、教科指導法や教材研究など教科指導力の育成に留意した教育課程編成となっているか。 (3)実習科目とその他の授業科目のつながりが明確であり、探究的な省察力を育成できる体系的な教育課程編成となっているか。 (4)共通に開設すべき授業科目の5領域について、それぞれに適切な科目が設置され、履修することが可能となっているか。 (5)質の高い授業やカリキュラム・マネジメントの展開、また、今日の児童・生徒の実態に対する理解の深化など現代的な教育課題を反映した教育課程となっているか。 (6)学部段階の教職課程における学びとの接続が意識された教育課程となっているか。	A: 観点を十分に達成している A: 観点を十分に達成している A: 観点を十分に達成している A: 観点を十分に達成している A: 観点を十分に達成している A: 観点を十分に達成している	学校現場と連携協力しながら学校課題の解決にチームで参画する「学校支援プロジェクト」は、実習科目の「学校支援フィールドワーク」とコース別選択科目の「学校支援課題探究リフレクション」及び「学校支援課題探究プレゼンテーション」で構成され、実践、省察、還元という一連の活動を実現し、理論と実践を往還・融合させる教育に留意した本学独自の専門職学位課程のカリキュラムの中核として位置付けている。	該当なし
	3-2	教育課程を展開するにふさわしい授業内容、授業方法・形態が整備されていること。	3-2-1	授業内容、授業方法・形態 (1)授業内容は、教育現場における課題を積極的に取り上げ、その課題について検討を行うようなものとなっているか。 (2)授業方法・形態は、教育課題の解決を図る条件・方法を探る事例研究、ワークショップやフィールドワーク等により適切なものとなっているか。 (3)授業開設の規模等、授業方法・形態が、教育効果を十分得られるものとなっているか。 (4)学習履歴、実務経験等に配慮した授業内容、授業方法・形態になっているか。例えば、現職教員学生と学部新卒学生それぞれの特性に配慮して、共修、別修となっているか。 (5)教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されているか。	A: 観点を十分に達成している A: 観点を十分に達成している A: 観点を十分に達成している A: 観点を十分に達成している A: 観点を十分に達成している	「プロフェッショナル科目」は、コース別に設けており、目的や学習履歴、実務経験等に即して学べるようになっている。また、現職教員学生と学部新卒学生の混成のグループで協議したり、あるいは学生同士で協議したりする場を設けるなど、学習履歴、実務経験等に配慮している。	該当なし

評価基準	評価基準に係る基本的な観点	評価結果	長所として特記すべき事項	改善を要する事項
3-3 専門職学位課程にふさわしい実習科目が設定され、適切な指導がなされていること。	3-3-1 学校等における実習 (1)実習科目は、学校の教育活動全体について総合的に体験し、省察する機会が設けられているか。 (2)実習科目は、実習の時期、系統性等に配慮し、主体的に取り組むことのできる内容となっているか。 (3)実習科目は、適切な学校種等及び数が確保され、学校との連携が整っているか。 (4)連携協力校等に対し、実習の目的及び実施方法等が適切に周知されているか。 (5)連携協力校等に対する配慮(例えば、教育研究上の支援の措置等)を適切に行っているか。 (6)現職教員学生が現任校において長期の実習を行う場合、日常業務に埋没しないための配慮がなされているか。 (7)現職教員学生が他校において長期の実習を行う場合、教員組織、校内研究組織等に円滑に馴染める配慮がなされているか。 (8)実習の全部又は一部の免除措置を行う場合、適切な判断方法及び基準を設けて措置決定が行われているか。また、決定においては、合理的な根拠・資料に基づいた説明がなされているか。 (9)実習科目は、免許未取得学生、学部新卒学生、社会人経験学生、現職教員学生等多様な背景を持つ学生に対する区別と配慮が講じられているか。 (10)学校以外(教育行政機関、教育センター等)で実習を行う場合、実施の内容、方法、評価方法等が適切に設定され、教職大学院側の指導体制が整っているか。	A: 観点を十分に達成している A: 観点を十分に達成している A: 観点を十分に達成している A: 観点を十分に達成している A: 観点を十分に達成している A: 観点を十分に達成している A: 観点を十分に達成している A: 観点を十分に達成している A: 観点を十分に達成している A: 観点を十分に達成している	本学と上越近隣4市による学校実習コンソーシアム上越は、上越市及び近隣の4市教育委員会並びに4市の校長会が、次世代の教員をこの地で育てようという意識を共有し、真に実質化された実習として円滑な実施を図ることを目的に設立され、大学と学校現場とのマッチングやコーディネート等の役割を担っており、地域で支える体制を整備している。	該当なし

評価基準		評価基準に係る基本的な観点	評価結果	長所として特記すべき事項	改善を要する事項	
3-4	学習を進める上で適切な指導が行われていること。	3-4-1	履修指導 (1)履修科目の登録の上限設定、学生の履修に配慮した時間割の設定等、単位の実質化への配慮がなされているか。 (2)夜間その他特定の時間、時期に授業を行う方法をとる場合、履修、授業の実施方法、学生の負担程度について、適切な措置がとられているか。 (3)オフィスアワー等個別の学生指導のための機会が確保されているか。 (4)履修モデルに対応し、組織的な履修指導のプロセスが明確になっているか。また、個々の学生の学習プロセスを把握し、支援する仕組みが適切であるか。	A: 観点を十分に達成している	該当なし	該当なし
				A: 観点を十分に達成している		
3-5	成績評価・単位認定、修了認定が大学院の水準として適切であり、有効なものとなっていること。	3-5-1	成績評価等 (1)専門職学位課程の目的に応じた成績評価基準、修了認定基準が策定され、学生に周知されているか。 (2)成績評価基準、修了認定基準に従って、成績評価・単位認定、修了認定が適切に実施されているか。また、成績評価等の妥当性を担保するための措置が講じられているか。	A: 観点を十分に達成している	該当なし	該当なし
				A: 観点を十分に達成している		

評価基準		評価基準に係る基本的な観点	評価結果	長所として特記すべき事項	改善を要する事項	
4 学習成果・効果	4-1	専門職学位課程の目的及びディプロマ・ポリシーに照らして、在学生における学習の成果・効果があがっていること。	4-1-1 単位修得、修了の状況、資格取得の状況等から判断して、在学生の学習の成果・効果があがっているか。	A: 観点を十分に達成している	ディプロマ・ポリシーに沿った教員養成のための学修指導・成果把握及び就職支援の取組みにより、教員就職状況が高い水準を維持している。	該当なし
			4-1-2 在学生の学習成果・効果を把握する仕組みを有し、それが適切に機能しているか。	A: 観点を十分に達成している		
			4-1-3 ディプロマ・ポリシーに照らした進路状況となっているか。	A: 観点を十分に達成している		
	4-2	修了生が専門職学位課程で得た学習の成果が、学校等に還元されていること。また、その成果の把握に努めていること。	4-2-1 修了生の赴任先の学校関係者・教育委員会等からの意見聴取等を行い、学習の成果・効果等が把握されているか。	A: 観点を十分に達成している	該当なし	該当なし
			4-2-2 学生の課題研究等が、地域、学校における教育活動の改善に資するものとなっているか。	A: 観点を十分に達成している		
			4-2-3 短期的な観点及び数年を経た長期的な観点から見て、修了生が、赴任先等での教育研究活動において教育実践、課題解決等に貢献できているか。あるいは、専門職学位課程はその把握に努めているか。	A: 観点を十分に達成している		

評価基準		評価基準に係る基本的な観点	評価結果	長所として特記すべき事項	改善を要する事項
6 教員組織	6-1 専門職学位課程の運営に必要な教員が適切に配置されていること。	6-1-1 教員組織編制のための基本的方針を有しており、それに基づいた教員組織編制がなされているか。	A: 観点を十分に達成している	<p>多様な教員の雇用形態を活用し、新潟県内の公立学校を定年退職等した校長から特任教授6人を採用している。この特任教授は、教育現場で培った豊富な知見や経験に基づき、連携協力校の学校課題と本学実習チームの連携可能なテーマとのマッチング作業等の支援や、学校実習の実施に係る危機管理などを行い、実践現場と大学とのパイプ役となっている。</p> <p>さらに、新潟県及び新潟市教育委員会との人事交流者である特任准教授4人についても当該業務のサポートを行っており、実践現場との関係の強化や学校経験を活かした学生指導に貢献している。</p>	該当なし
		6-1-2 専門職学位課程の運営に必要な教員が確保されているか。また、専任教員が、専門職大学院設置基準に規定された必要な専任教員の数以上置かれているか。	A: 観点を十分に達成している		
		6-1-3 専任教員のうちには、専攻分野における実務経験を有し、かつ、高度の実務能力を有する者(以下「実務家教員」という。)を含むものとし、実務家教員が、必要専任教員数のおおむね4割以上に相当する人数が置かれているか。	A: 観点を十分に達成している		
		6-1-4 多様な教員の雇用形態(例えば、みなし専任教員、任期付教員等)を活用して、実践現場との関係の強化が図られているか。	A: 観点を十分に達成している		
		6-1-5 教育上のコアとして設定されている授業科目については、原則として、専任の教授又は准教授が配置されているか。	A: 観点を十分に達成している		
		6-1-6 教員組織は、研究者教員と実務家教員との協働が図られ、理論と実践との融合という視点から、全体として実践的な力量形成を意識した教育が行われるように組織されているか。	A: 観点を十分に達成している		
	6-2 教員の採用及び昇格等の基準が、適切に定められ、運用されていること。	6-2-1 専門職学位課程の目的に応じて、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置(例えば、年齢及び性別構成のバランスへの配慮等)が講じられているか。	A: 観点を十分に達成している	<p>研究者教員と実務家教員の双方が研究と実務の両面を持つよう、教育研究業績を学術研究業績、実践研究業績及び実務経験業績の3つに区分し、研究と実務の両面を評価する選考基準を設定している。</p>	該当なし
		6-2-2 専任の研究者教員及び実務家教員それぞれに採用基準、昇格基準等が定められ、運用されているか。また、授業科目を担当する教員の基準が明確であるか。	A: 観点を十分に達成している		
		6-2-3 研究者教員の実務経験や実践研究の実績、あるいは実務家教員の学術的業績を、ピアレビューの視点も含めて評価する仕組みが設定されているか。	A: 観点を十分に達成している		
		6-2-4 実務家教員の人材確保の仕組みが明確化されていて、適切に運用されているか。	A: 観点を十分に達成している		

評価基準		評価基準に係る基本的な観点	評価結果	長所として特記すべき事項	改善を要する事項			
	6-3	専門職学位課程における教育活動に関連する研究活動が組織的に取り組まれていること。	6-3-1	教育活動に関連する研究活動が組織的に行われているか。	A: 観点を十分に達成している	教職大学院の学術研究の成果を、研究紀要により広く社会に還元している。 また、様々な委嘱事業や学内プロジェクトを実施することにより、本学の知見を生かした研修モデルの開発、連携公開講座や研修の開催による教育研究活動の成果の還元、地域の教育課題の解決や現職教員の資質能力の向上、学生への研究支援、引いては学術研究の発展に寄与している。	該当なし	
			6-3-2	地域の学校等における教育課題の解決に還元されるなど、教育の実践に資する研究活動になっているか。	A: 観点を十分に達成している			
	6-4	授業負担に対して適切に配慮されていること。	6-4-1	専任教員の授業や学生指導等の負担に対して配慮がなされ、また、偏りを考慮した割り振りとなっているか。	A: 観点を十分に達成している	該当なし	該当なし	
			6-4-2	学部等の専任教員とダブル・カウントされる教員の負担に対して、専門職学位課程における教育・研究に支障をきたさないよう適切な配慮がなされているか。	A: 観点を十分に達成している			
10	教育委員会及び学校等との連携	10-1	専門職学位課程の目的に照らし、教育委員会及び学校等との中核的な拠点として連携する体制が整備されていること。	10-1-1	教育委員会及び学校等との連携を図る上で、協議会が設置され、適切に運営されており、同組織において議論されたことが、教育課程の編成、教育活動等の整備、充実、改善に活かされ、恒常的に機能しているか。教育委員会が設置する協議会においては、指標の策定等の検討に参画しているか。	A: 観点を十分に達成している	該当なし	該当なし
			10-1-2	入学者の確保を図るため、専門職学位課程への現職教員学生の派遣、及び修了者の処遇等について、教育委員会と協議しているか。	A: 観点を十分に達成している			
			10-1-3	学校教員の研修機能を有し、教職生活全体を通じた資質及び能力の向上を支援する取組を行っているか。	A: 観点を十分に達成している			
			10-1-4	「履修証明(サーティフィケート)」等の学校教員の履修要求に応える仕組みが用意されているか。	A: 観点を十分に達成している			

「理念・目的」に係る自己点検・評価書

基準1-1 専門職学位課程の理念・目的が法令に基づいて明確に定められていること。

(1) 観点ごとの分析

観点1-1-1 理念・目的は、学校教育法第99条第2項、専門職大学院設置基準第26条第1項等に基づいて明確に定められているか。

(観点に係る状況)

本学教職大学院の理念・目的については、学校教育法第99条第2項、専門職大学院設置基準第26条第1項等に基づいて、大学院の目的を上越教育大学学則第57条で定め（資料1-1-A）、教職大学院である教育実践高度化専攻の目的を上越教育大学大学院学校教育研究科履修規程第2条で、「学校現場における実践に基づき、重要な課題を多面的・総合的に捉え解決する教育実践の新しい知や理論を創出する教育・研究を実施し、学校現場における即戦力と学校教育の継続可能な発展に貢献できる力量を備えた高度専門職業人を養成する。」と定めている（資料1-1-B）。

資料1-1-A 上越教育大学学則第57条

(目的)

第57条 大学院は、学校教育に関する理論と応用を教授研究し、広い視野に立つ精深な学識を授け、教育にたずさわる者の使命と熱意に応え、その研究研鑽を推進するとともに、初等中等教育の場において教育研究を創造的に推し進めることのできる能力と高度な実践的指導力を備えた有為の教育者を養成することを目的とする。

資料1-1-B 上越教育大学大学院学校教育研究科履修規程第2条

(専攻の目的)

第2条 大学院の専攻において学生に修得させるべき能力等の教育目標は、次の表に掲げるとおりとする。

課程名	専攻名	目的
修士課程	教育支援高度化専攻	学校現場における重要な課題である心の健康や豊かさに関する新しい知や理論を創出する教育・研究を実施し、学校教育を支えるための専門的力量を備えた高度専門職業人を養成する。
専門職学位課程	教育実践高度化専攻	学校現場における実践に基づき、重要な課題を多面的・総合的に捉え解決する教育実践の新しい知や理論を創出する教育・研究を実施し、学校現場における即戦力と学校教育の継続可能な発展に貢献できる力量を備えた高度専門職業人を養成する。

(観点の達成状況についての自己評価：A)

本学の教職大学院における理念・目的については、上越教育大学学則第57条及び上越教育大学大学院学校教育研究科履修規程第2条に規定し、学校教育法第99条第2項及び専門職大学院設置基準第26条第1

項等に基づいた明確な内容となっている。

以上のことから、本観点を十分に達成していると判断する。

(2) 長所として特記すべき事項

該当なし

(3) 改善を要する事項

該当なし

基準1-2 専門職学位課程のディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーが制定され、ポリシー間に整合性があること。

(1) 観点ごとの分析

観点1-2-1 互いに整合性のある3つのポリシーが制定されており、人材養成の目的及び修得すべき知識・能力等が明確になっているか。

(観点に係る状況)

「上越教育大学大学院学校教育研究科専門職学位課程における修了認定・学位授与、教育課程編成・実施及び入学者受入れの方針」において教育の目標を示し、3つのポリシーを制定している。第1章の「総則」で人材養成の目標を示し、第2章は「修了認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）」、第3章は「教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）」、第4章は「入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）」をそれぞれ定めている。第1章に基づき、ディプロマ・ポリシーにおいては、どのような力を身に付けた者に修了を認定するのかを定め、カリキュラム・ポリシーにおいては、ディプロマ・ポリシーの達成のためにどのような教育課程を編成し、どのような教育内容・方法を実施し、学修成果をどのように評価するのかを定めているほか、アドミッション・ポリシーにおいては、「教育の理念・目的、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーに基づく教育内容等を踏まえ、どのように入学者を受け入れるかを定める基本的な方針であり、受け入れる学生に求める学修成果を示すもの」としており、3つのポリシー間での整合性と関連性を説明している（資料1-2-1-A）。

資料1-2-1-A 上越教育大学大学院学校教育研究科専門職学位課程における修了認定・学位授与、教育課程編成・実施及び入学者受入れの方針（抜粋）

第1章 総則

1 教育の理念・目的

上越教育大学（以下「本学」という。）は、本学大学憲章に基づき、子供の未来を切り開くことのできる確かな実践力を備え、我が国の教育を担う中核的・指導的な教員の養成を目指している。

教員という職業は、豊かな人間性に支えられた専門職である。その専門性には、子供たちの学習と生活を支援でき、そして人類の築き上げた文化を全体として理解・把握する、つまり様々な学問分野の考え方を整理・統合し、人間の文化的営みを理解できる総合的な資質・能力が求められている。

そのため、本学では、「21世紀を生き抜くための能力（基礎力・思考力・実践力）」を身につけ、「人間力（優れた人格・豊かな感性・未来創造力）」を備え、さらに「教育実践力（豊かな教養・高度な専門的知識・優れた教育技術・使命感・創造力・人間愛）」及び「学び続ける力」を有する教員を養成する。

2 大学院学校教育研究科専門職学位課程の目標

学校現場における実践に基づき、重要な課題を多面的・総合的に捉え解決する教育実践の新しい知や理論を創出する教育・研究を実施し、学校現場における即戦力と学校教育の継続可能な発展に貢献できる力量を備えた高度専門職業人を養成する。

第2章 修了認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

3 修了認定・学位授与の方針の定義

教育の理念・目的及び大学院学校教育研究科専門職学位課程の目標に基づき、どのような力を身に付けた者に修了を認定し、教職修士（専門職）の学位を授与するのかを定める基本的な方針であり、学生の学修成果の目標となるものである。

4 修了認定・学位授与の方針

大学院学校教育研究科専門職学位課程で所定の単位を修得し、学修成果の総合的な審査に合格することにより、以下に示す能力と条件を満たした者に対して、修了を認定し、教職修士（専門職）の学位を授与する。

- ア 教育の理念・方法及び人間の成長や発達について、臨床的又は実践的な視点から理解している。
- イ 学校現場における様々な課題について、臨床的な理論や方法を用いて分析し、チームでの解決策を提案できる。
- ウ 一人一人の子供の学習と生活を支援できる、高度で即応的な実践的指導力を有している。
- エ 教職に求められる即応的な専門的スキルばかりでなく、広い視野に立つ深い学識を修得し、人間として求められる豊かな教養を身につけている。
- オ 教育に対する熱意を持ち、教育者としての使命を深く自覚している。
- カ 初等中等教育の場において教育実践研究を創造的に推し進めることができる。
- キ 学校教育に対する社会のニーズを意識して教育実践を省察しながら、不断に学び続け自らの専門性と実践力を高めていくことができる。
- ク 善いものや美しいものに憧れる感性を備え、よりよい未来の実現に向けて行動し、多様な人々と協働することができる。

第3章 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

5 教育課程編成・実施の方針の定義

ディプロマ・ポリシーの達成のために、どのような教育課程を編成し、どのような教育内容・方法を実施し、学修成果をどのように評価するかを定める基本的な方針である。

6 教育課程編成・実施の方針

(1) 大学院学校教育研究科専門職学位課程では、以下のような共通科目、コース別選択科目、実習科目及び自由科目により、教育課程を編成する。

- ア 共通科目は、教職に求められる高度に専門的な力量の基礎となる学識と教養及び技能を体系的に身につける科目である。
- イ コース別選択科目は、深い学識と教養をもとにして学校現場における実践を意味づけ、的確に判断する力量を身につける科目である。
- ウ 実習科目は、教育現場の状況を的確に把握し、他の人々と協働しながら適切に対応する力量を、学校現場における実践を通して身につける科目である。
- エ 自由科目は、教育に関連の深い諸問題、教育の背景・基礎となる諸問題について新しい動向も踏まえて理解する科目である。

(2) 上記(1)のアからエの科目ごとに、次の授業形態及び教育方法により総合的に学修する中で、教育

実践研究を創造的に学ぼうとする態度及び豊かな人間性を育成する。

ア 共通科目では、講義、演習を通して、講義形式、ディスカッション、グループワーク（調査・発表）、ビデオ視聴等の教育方法を組み合わせて行うものとする。

イ コース別選択科目では、講義、演習、実験、実習及び実技等を通して、講義形式、ディスカッション、グループワーク（調査・発表）、ビデオ視聴等の教育方法を組み合わせて行うものとする。

ウ 実習科目では、学校現場の教育課題に対応する実習を行うものとする。

エ 自由科目では、講義、演習を通して、講義形式、ディスカッション、グループワーク（調査・発表）、ビデオ視聴等の教育方法を組み合わせて行うものとする。

- (3) 学修成果の評価については、講義科目は定期試験、臨時試験、課題レポート等により、演習科目は発表、討論、授業への参加態度等により、実験、実習及び実技等の科目は、課題レポート、提出作品、授業への参加態度等によるほか、予習・復習等の自主的学修態度を組み合わせるものとする。その際に、客観性、厳格性を確保するため、学生に対し次の表に掲げる成績評価の基準をあらかじめ明示し、授業形態に応じた適切な評価方法により行うものとする。

評語	評価の基準点	評価の結果
S	100点 ～ 90点	合格（シラバスに記載された到達目標等を上回る水準に達している。）
A	89点 ～ 80点	合格（シラバスに記載された到達目標等を十分に達成している。）
B	79点 ～ 70点	合格（シラバスに記載された到達目標等を概ね達成している。）
C	69点 ～ 60点	合格（シラバスに記載された到達目標等の最低限度の水準に達している。）
D	59点 以下	不合格とし、単位を与えない。（シラバスに記載された到達目標等に達していない。）

（上越教育大学大学院学校教育研究科履修規程第16条より）

7 教育課程の保証

学生の入学時の教育課程は、原則として当該学生が修了するまでは保証するものとする。

8 教育課程編成の体制

教育課程の編成については、本学が定める教育課程の編成基準等に基づき、全教員が協力体制の下で行うものとする。

第4章 入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）

9 入学者受入れの方針の定義

教育の理念・目的、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーに基づく教育内容等を踏まえ、どのように入学者を受け入れるかを定める基本的な方針であり、受け入れる学生に求める学修成果を示すものである。

10 入学者受入れの方針

大学院学校教育研究科専門職学位課程では、学校教育に関する高度な専門的知識と教育実践力を備えることにより、教育現場における重要な諸課題の解決に向けて学校を牽引できる高度専門職業人としてのスクールリーダーを養成する。そのために、以下のような人材を求めており、各項目に併記する試験方法によって評価測定を行い入学者を選抜する。

- ア 教職に求められる専門的力量的基礎となる学士課程卒業相当の学識及び技能を身につけている。(筆記試験)
- イ 教育をめぐる現代的諸課題について、専門的・実践的な知見をもとに、その対応方策を体系的・総合的に考え、その過程や結果を適切に表現することができる。(筆記試験及び口述試験)
- ウ 学校現場に対する社会のニーズを踏まえ、生活や社会、環境の中に問題を見出し、教育者として解決に向けて主体的に取り組もうとする意欲を有している。(口述試験)
- エ 教育に対する熱意を持ち、自己の学修課題を明確に意識し、積極的に学修を進めていくことができる。(口述試験)
- オ 自己の人格及び感性を高め、多様な人々と関わりながら社会に貢献しようとする態度を備えている。(口述試験)

(観点の達成状況についての自己評価：A)

専門職学位課程のディプロマ・ポリシーにおいては、修了認定・学位授与の方針アからクまでに示す能力と条件を満たした者に対して修了を認定し、教職修士(専門職)の学位を授与するのかを定めている。カリキュラム・ポリシーにおいては、どのような教育課程を編成し、どのような教育内容・方法を実施し、学修成果をどのように評価するかを定めているほか、入学者受入れの方針の定義では、「教育の理念・目的、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーに基づく教育内容等を踏まえ、どのように入学者を受け入れるかを定める基本的な方針であり、受け入れる学生に求める学修成果を示すもの」としており、3つのポリシー間での整合性と関連性を明確にしている。

以上のことから、本観点を十分に達成していると判断する。

観点1-2-2 専門職学位課程が生涯にわたる職能形成を支える設定となっているか。あるいは、特定のキャリアステージに特化する場合は、特化する理由、得られる特徴が明示されているか。

(観点に係る状況)

専門職学位課程では、学校現場における実践に基づき、重要な課題を多面的・総合的に捉え解決する教育実践の新しい知や理論を創出する教育・研究を実施し、学校現場における即戦力と学校教育の継続可能な発展に貢献できる力量を備えた高度専門職業人を養成することを目標としている。そのため、本学では、「21世紀を生き抜くための能力(基礎力・思考力・実践力)」を身につけ、「人間力(優れた人格・豊かな感性・未来創造力)」を備え、さらに「教育実践力(豊かな教養・高度な専門的知識・優れた教育技術・使命感・創造力・人間愛)」及び「学び続ける力」を有する教員を養成するための修了認定・学位授与の方針を定めている(資料1-2-2-A)。

資料1-2-2-A 上越教育大学大学院学校教育研究科専門職学位課程における修了認定・学位授与、教育課程編成・実施及び入学者受入れの方針第2章(抜粋)

第2章 修了認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)

3 修了認定・学位授与の方針の定義

教育の理念・目的及び大学院学校教育研究科専門職学位課程の目標に基づき、どのような力を身に付けた者に修了を認定し、教職修士(専門職)の学位を授与するのかを定める基本的な方針であり、学生の学

修成果の目標となるものである。

4 修了認定・学位授与の方針

大学院学校教育研究科専門職学位課程で所定の単位を修得し、学修成果の総合的な審査に合格することにより、以下に示す能力と条件を満たした者に対して、修了を認定し、教職修士（専門職）の学位を授与する。

- ア 教育の理念・方法及び人間の成長や発達について、臨床的又は実践的な視点から理解している。
- イ 学校現場における様々な課題について、臨床的な理論や方法を用いて分析し、チームでの解決策を提案できる。
- ウ 一人一人の子供の学習と生活を支援できる、高度で即応的な実践的指導力を有している。
- エ 教職に求められる即応的な専門的スキルばかりでなく、広い視野に立つ深い学識を修得し、人間として求められる豊かな教養を身につけている。
- オ 教育に対する熱意を持ち、教育者としての使命を深く自覚している。
- カ 初等中等教育の場において教育実践研究を創造的に推し進めることができる。
- キ 学校教育に対する社会のニーズを意識して教育実践を省察しながら、不断に学び続け自らの専門性と実践力を高めていくことができる。
- ク 善いものや美しいものに憧れる感性を備え、よりよい未来の実現に向けて行動し、多様な人々と協働することができる。

（観点の達成状況についての自己評価：A）

本学の専門職学位課程は、「21世紀を生き抜くための能力（基礎力・思考力・実践力）」を身につけ、「人間力（優れた人格・豊かな感性・未来創造力）」を備え、さらに「教育実践力（豊かな教養・高度な専門的知識・優れた教育技術・使命感・創造力・人間愛）」及び「学び続ける力」を有する教員を養成する設定となっており、生涯にわたる職能形成を支える設定となっている。

以上のことから、本観点を十分に達成していると判断する。

(2) 長所として特記すべき事項

該当なし

(3) 改善を要する事項

該当なし

「教育の課程と方法」に係る自己点検・評価書

基準3-1 教職大学院の制度並びに専門職学位課程の目的に照らして、理論と実践を往還・融合させる教育に留意した体系的な教育課程が編成されていること。

(1) 観点ごとの分析

観点3-1-1 教育課程

- (1) 専門職学位課程の目的・機能を果たすのにふさわしい教育課程編成となっているか。
また、それが教育課程連携協議会等で検討されたものになっているか。

(観点に係る状況)

専門職学位課程では、学校現場における実践に基づき、重要な課題を多面的・総合的に捉え解決する教育実践の新しい知や理論を創出する教育・研究を実施し、学校現場における即戦力と学校教育の継続可能な発展に貢献できる力量を備えた高度専門職業人を養成するため、教育課程は、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）において以下の科目で編成・実施している。

- ア 共通科目は、教職に求められる高度に専門的な力量の基礎となる学識と教養及び技能を体系的に身につける科目である。
- イ コース別選択科目は、深い学識と教養をもとにして学校現場における実践を意味づけ、的確に判断する力量を身につける科目である。
- ウ 実習科目は、教育現場の状況を的確に把握し、他の人々と協働しながら適切に対応する力量を、学校現場における実践を通して身につける科目である。
- エ 自由科目は、教育に関連の深い諸問題、教育の背景・基礎となる諸問題について新しい動向も踏まえて理解する科目である。

上記のアからエの科目ごとに、次の授業形態及び教育方法により総合的に学修する中で、教育実践研究を創造的に学ぼうとする態度及び豊かな人間性を育成することとしている。

- ア 共通科目では、講義、演習を通して、講義形式、ディスカッション、グループワーク（調査・発表）、ビデオ視聴等の教育方法を組み合わせて行うものとする。
- イ コース別選択科目では、講義、演習、実験、実習及び実技等を通して、講義形式、ディスカッション、グループワーク（調査・発表）、ビデオ視聴等の教育方法を組み合わせて行うものとする。
- ウ 実習科目では、学校現場の教育課題に対応する実習を行うものとする。
- エ 自由科目では、講義、演習を通して、講義形式、ディスカッション、グループワーク（調査・発表）、ビデオ視聴等の教育方法を組み合わせて行うものとする。また、「大学院専門職学位課程教育課程連携協議会」を設置し、授業科目の開設その他の教育課程の編成に関する基本的な事項を審議し、教育課程の編成、充実、改善に生かすこととしている。（資料3-1-1-A）。

資料3-1-1-A 上越教育大学大学院専門職学位課程教育課程連携協議会設置要項

(設置)

第1条 上越教育大学に上越教育大学大学院専門職学位課程教育課程連携協議会（以下「連携協議会」という。）を置く。

(目的)

第2条 連携協議会は、専門職大学院設置基準（平成15年文部科学省令第16号）第6条の2第1項の規定に基づき、学校教育・教育行政機関等（以下「教育機関等」という。）との連携により、大学院専門職学位課程の教育課程を編成し、円滑かつ効果的に実施することを目的とする。

(審議事項)

第3条 連携協議会は、次の各号に掲げる事項を審議し、学長に意見を述べるものとする。

- (1) 教育機関等との連携による授業科目の開設その他の教育課程の編成に関する基本的な事項
- (2) 教育機関等との連携による授業の実施その他の教育課程の実施に関する基本的な事項
- (3) 前2項に掲げる事項の実施状況の評価に関する事項

(組織)

第4条 連携協議会は、次の各号に掲げる者（以下「委員」という。）をもって組織する。

- (1) 学長が指名した副学長
- (2) 学長が指名した教員若干人
- (3) 学校現場又は教育行政機関等において学校教育に関する業務に従事している者であって、その実務に関し豊富な経験を有するもの若干人
- (4) 新潟県教育委員会から選出された者若干人
- (5) 新潟市教育委員会から選出された者若干人
- (6) その他学長が必要と認める者若干人

(議長等)

第5条 連携協議会に議長を置き、前条第1号の委員をもって充てる。

- 2 連携協議会に副議長を置き、議長が委員のうちから指名する。
- 3 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるときは、その職務を代行する。

(委員以外の者の出席)

第6条 議長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を連携協議会に出席させ、意見を述べさせることができる。

(事務の処理)

第7条 連携協議会に関する事務は、教務課において処理する。

(細則)

第8条 この要項に定めるもののほか、連携協議会の運営に関し必要な事項は、連携協議会が別に定める。

附 則

この要項は、令和6年4月1日から施行する。

(観点の達成状況についての自己評価：A)

専門職学位課程では、学校現場における実践に基づき、重要な課題を多面的・総合的に捉え解決する教育実践の新しい知や理論を創出する教育・研究を実施し、学校現場における即戦力と学校教育の継続可能な発展に貢献できる力量を備えた高度専門職業人を養成するため、教育課程は、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき必要な科目で編成・実施している。

また、「大学院専門職学位課程教育課程連携協議会」を設置し、授業科目の開設その他の教育課程の編成に関する基本的な事項を審議し、教育課程の編成、充実、改善に生かすこととしている。

以上のことから、本観点を十分に達成していると判断する。

観点3-1-1 教育課程

(2) 教科領域を設けている場合は、教科内容に特化した教育にならないように、教科指導法や教材研究など教科指導力の育成に留意した教育課程編成となっているか。

(観点に係る状況)

専門職学位課程では、教科領域を設けている教科教育・教科複合実践研究コースにおいては、「先端技術を取り入れた教材開発や指導法開発を中心とした学校教育における各教科や教育実践上の諸課題について、教科教育と教科専門の融合や教科横断・複合領域的、地域連携等の観点を踏まえたこれからの各教科等の指導の在り方を含め、教育実践研究を通して深く探究し、先進的な教科等の指導や実践を推進するための高度な専門性を育成すること」を目的に、コース別選択科目で「教科の指導法に関する科目」を主に開設している(別添資料3-1-1-①)。

資料3-1-1-A 令和6年度(2024年度)入学者用履修の手引(大学院学校教育研究科)

<ul style="list-style-type: none"> ● 大学院の目的 略 ● 専攻の目的 略 ● コース(領域)の目的 <p>(2) 専門職学位課程 教育実践高度化専攻</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 学校教育実践研究コース 略 ② 教科教育・教科複合実践研究コース <p>先端技術を取り入れた教材開発や指導法開発を中心とした学校教育における各教科や教育実践上の諸課題について、教科教育と教科専門の融合や教科横断・複合領域的、地域連携等の観点を踏まえたこれからの各教科等の指導の在り方を含め、教育実践研究を通して深く探究し、先進的な教科等の指導や実践を推進するための高度な専門性を育成します。</p>

《必要な資料・データ等》

[別添資料3-1-1-①] 大学が独自に設定する科目の変更届新旧対照表(専修免許状の課程)抜粋

(観点の達成状況についての自己評価:A)

教科教育・教科複合実践研究コースにおけるコース別選択科目では、「先端技術を取り入れた教材開発や指導法開発を中心とした学校教育における各教科や教育実践上の諸課題について、教科教育と教科専門の融合や教科横断・複合領域的、地域連携等の観点を踏まえたこれからの各教科等の指導の在り方を含め、教育実践研究を通して深く探究し、先進的な教科等の指導や実践を推進するための高度な専門性を育成すること」を目的に、「教科の指導法に関する科目」を主に開設している。

以上のことから、本観点を十分に達成していると判断する。

観点3-1-1 教育課程

(3) 実習科目とその他の授業科目のつながりが明確であり、探究的な省察力を育成できる体系的な教育課程編成となっているか。

(観点に係る状況)

専門職学位課程の教育課程は、大きく分けて、すべての学生が共通的に履修する「共通科目」、各コースにより選択される「コース別選択科目」、連携協力校などで行う「実習科目」で構成している（資料3-1-1-B）。

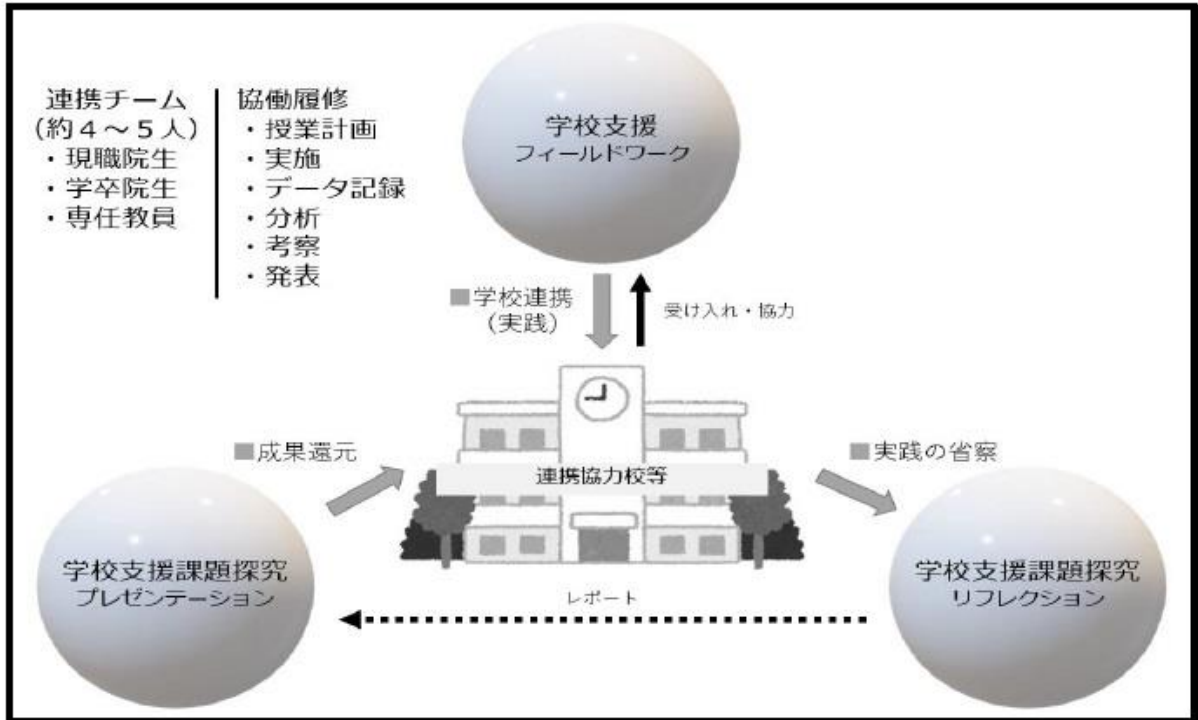
また、専門職学位課程の教育課程の特徴である「学校支援プロジェクト」は、実習科目「学校支援フィールドワーク」（体験による学び）を、コース別選択科目の「学校支援課題探究リフレクション」（体験を省察に位置付ける学び）と「学校支援課題探究プレゼンテーション」（体験によって得たことを他者に伝える学び）と合わせて履修することで構成されている。「学校支援プロジェクト」は、体験による学び、体験を省察に位置付ける学び、体験によって得たことを他者に伝える学び、という臨床場をめぐる3つの学びによって、「即応力」を高めていくとともに、臨床場からのデータを臨床場に還元するサイクルを形成することを意図している。「学校支援プロジェクト」は、本学教職大学院のカリキュラムの中核であり、実践、省察、還元という一連の活動を有機的に関連付け、理論と実践の往還を通して高度な実践的問題解決能力・開発能力を身に付けるものである（資料3-1-1-C）。

資料3-1-1-B 専門職学位課程の修了要件区分、単位数一覧表

区分	授業科目の領域	単位	摘要
共通科目	教育課程の編成及び実施に関する科目 教科等の実践的な指導方法に関する科目 生徒指導及び教育相談に関する科目 学級経営及び学校経営に関する科目 学校教育と教員の在り方に関する科目	16	必修科目16単位を修得するものとする。
コース別選択科目	プロフェッショナル科目 学校教育実践研究に関する科目 教科教育・教科複合実践研究に関する科目 発達支援教育実践研究に関する科目	20	学校支援フィールドワークに連動する「学校支援課題探究リフレクション2科目8単位」及び「学校支援課題探究プレゼンテーション2科目2単位」を標準とするが、コース・領域（分野）により、それぞれ2科目4単位以上又は2科目2単位以上で構成し、所属するコースに開設されるプロフェッショナル科目と合わせて20単位以上を修得するものとする。
	学校支援課題探究リフレクション		
	学校支援課題探究プレゼンテーション		
実習科目	学校支援フィールドワーク	10	全コース（領域）共通とし、10単位を修得するものとする。 ただし、1年制プログラムの履修を許可された者は、実習科目のうち、6単位分の履修を免除する。
計		46	

（出典：上越教育大学大学院学校教育研究科履修規程）

資料3-1-1-C 学校支援プロジェクト概念図



(出典：上越教育大学 大学院学校実習の手引き 令和6年度版 p.6)

(観点の達成状況についての自己評価：A)

専門職学位課程の教育課程は、大きく分けて、すべての学生が共通的に履修する「共通科目」、各コースにより選択される「コース別選択科目」、連携協力校などで行う「実習科目」で構成している。

また、専門職学位課程の教育課程の特徴である「学校支援プロジェクト」は、実習科目「学校支援フィールドワーク」（体験による学び）を、コース別選択科目の「学校支援課題探究リフレクション」（体験を省察に位置付ける学び）と「学校支援課題探究プレゼンテーション」（体験によって得たことを他者に伝える学び）と合わせて履修することで構成されている。「学校支援プロジェクト」は、本学教職大学院のカリキュラムの中核であり、実践、省察、還元という一連の活動を有機的に関連付け、理論と実践の往還を通して高度な実践的問題解決能力・開発能力を身に付けられる教育課程となっている。

以上のことから、本観点を十分に達成していると判断する。

観点3-1-1 教育課程

(4) 共通に開設すべき授業科目の5領域について、それぞれに適切な科目が設置され、履修することが可能となっているか。

(観点に係る状況)

共通に開設すべき授業科目の領域の5領域については、「共通科目」として5領域16科目を開設している(別添資料3-1-1-②)。

《必要な資料・データ等》

[別添資料3-1-1-②] 令和6年度授業科目、単位数等一覧表(専門職学位課程：共通科目)

(観点の達成状況についての自己評価：A)

「共通科目」として5領域16科目を開設し、履修することが可能となっている。

以上のことから、本観点を十分に達成していると判断する。

観点3-1-1 教育課程

- (5) 質の高い授業やカリキュラム・マネジメントの展開、また、今日の児童・生徒の実態に対する理解の深化など現代的教育課題を反映した教育課程となっているか。

(観点到に係る状況)

「コース別選択科目」は、深い学識と教養をもとにして学校現場における実践を意味付け、教員としての的確に判断する力量を身に付けるために開設している。学校教育における問題分野に対応した授業科目群として「学校支援プロジェクト科目」及び「プロフェッショナル科目」を各コース別に開設している。

それらを履修することで、共通科目により培った臨床力の基礎の上に、更なる専門性を身に付けることを可能としており、専門職としての高度の実践的な問題解決能力・開発能力を有する人材養成をねらいとしている。

「学校支援プロジェクト科目」は、長期にわたって臨床場に入り込んで一定の課題を持った活動を行い、その課題への取り組みを通して、そこで生じている現象を記録・分析しつつ、問題の核心をついた対処の方向性を実践的に学ぶための科目群である。

「プロフェッショナル科目」は、各学生が所属するコースに特化した専門的内容について、教育実践の中での問題を的確に把握し、問題を深く掘り下げる多様な探究の方法を実践的に身に付けるために、既にある臨床的な研究に学ぶとともに、実際上の分析を協同的に進めるための科目群である。

(観点の達成状況についての自己評価：A)

コース別選択科目」として、「学校支援プロジェクト科目」及び「プロフェッショナル科目」を各コース別に開設している。

「学校支援プロジェクト科目」、「プロフェッショナル科目」は、各学生が所属するコースに特化した専門的内容について、教育実践の中での問題を的確に把握し、問題を深く掘り下げる多様な探究の方法を実践的に身に付けるために、既にある臨床的な研究に学ぶとともに、実際上の分析を協同的に進めるための科目群である。

以上のことから、本観点を十分に達成していると判断する。

観点3-1-1 教育課程

- (6) 学部段階の教職課程における学びとの接続が意識された教育課程となっているか。

(観点到に係る状況)

専門職学位課程の特色ある共通科目、コース別選択科目へと連続して発展する科目群の整備、現職教員、大学院生との協働的な履修機会の設定、専門職学位課程に対応した学校教育、教科教育・教科複合等の学部のコース・領域を設置する（別添資料3-1-1-③）など、学部段階の教職課程において基礎学力と実践的経験を積みつつ、専門職学位課程に接続する教育課程となっている。

《必要な資料・データ等》

[別添資料3-1-1-③] 大学院の教育組織と学部の履修上のコース・領域の関連

(観点の達成状況についての自己評価：A)

専門職学位課程の特色ある共通科目、コース別選択科目へと連続して発展する科目群の整備、現職教員、大学院生との協働的な履修機会の設定、専門職学位課程に対応した学校教育、教科教育・教科複合等の学部のコース・領域を設置するなど、学部段階の教職課程において基礎学力と実践的経験を積みつつ、専門職学位課程に接続する教育課程となっている。

以上のことから、本観点を十分に達成していると判断する。

(2) 長所として特記すべき事項

学校現場と連携協力しながら学校課題の解決にチームで参画する「学校支援プロジェクト」は、実習科目の「学校支援フィールドワーク」とコース別選択科目の「学校支援課題探究リフレクション」及び「学校支援課題探究プレゼンテーション」で構成され、実践、省察、還元という一連の活動を実現し、理論と実践を往還・融合させる教育に留意した本学独自の専門職学位課程のカリキュラムの中核として位置付けている。

(3) 改善を要する事項

該当なし

基準3-2 教育課程を展開するにふさわしい授業内容、授業方法・形態が整備されていること。

(1) 観点ごとの分析

観点3-2-1 授業内容、授業方法・形態

- (1) 授業内容は、教育現場における課題を積極的に取り上げ、その課題について検討を行うようなものとなっているか。

(観点に係る状況)

専門職学位課程では、カリキュラムの中核となる「学校支援プロジェクトにおいて」、連携協力校等の教育課題とリンクした多様なテーマのプロジェクトを設定している。学生は、それらの中から1つのプロジェクトを選び、それを設定した専任教員の指導するチームに所属する。このチーム毎に連携協力校等と事前の打ち合わせを行い、各人が「学校支援フィールドワーク」（実習科目）においてどのような活動をするかを計画する。また、「学校支援フィールドワーク」での取組を、コース別選択科目である「学校支援課題探究リフレクション」において大学で振り返り、実践の意味付けや教育課題の解決の方策の協議などを行い、さらに連携協力校で行う次回の「学校支援フィールドワーク」に反映している。

(観念の達成状況についての自己評価：A)

「学校支援プロジェクト」では、連携協力校等の教育課題とリンクした多様なテーマのプロジェクトを設定し、チーム毎に連携協力校等と事前の打ち合わせを行い、各人が「学校支援フィールドワーク」においてどのような活動をするかを計画した上で実習を行っている。この実習での取組を踏まえてコース別選択科目である「学校支援課題探究リフレクション」において大学で振り返り、実践の意味付けや教育課題の解決の方策の協議などを行い、さらに次回の実習に反映しており、連携協力校等の教育課題の解決に向けた計画を改善し、実践するものとしている。

以上のことから、本観点を十分に達成していると判断する。

観点3-2-1 授業内容、授業方法・形態

- (2) 授業方法・形態は、教育課題の解決を図る条件・方法を探る事例研究、ワークショップやフィールドワーク等により適切なものとなっているか。

(観点に係る状況)

「プロフェッショナル科目」の授業形態としては、各担当教員が授業内容に応じ、講義、授業参観に基づいたグループ討議及びワークショップ等の教育方法により授業を展開している。(別添資料3-2-1-①)

「学校支援プロジェクト」では、連携協力校の教育課題とリンクしたプロジェクトごとに、学生及び専任教員で支援チームを編成し、教育課題の解決に取り組んでいる。この支援チームでは、「学校支援フィールドワーク」での取組を、大学での「学校支援課題探究リフレクション」で振り返り、実践の意味付けや教育課題の解決の方策の協議などを行う。また、「学校支援課題探究リフレクション」の成果を活かして、連携協力校での「学校支援フィールドワーク」を行ったり、「学校支援課題探究プレゼンテーション」によって学校に提案を行ったりする。なお、「学校支援フィールドワーク」及び「学校支援課題探究リフレクション」は、時系列的・段階的に進む場合だけでなく、同時並行的・相互往復的に進行することも可能としている。また、連携協力校でのフィールドワーク、学校支援課題探究リフレクションや学校支援課題探究プレゼンテ

ーションでのディスカッションやワークショップ、プレゼンテーション等の多様な方法を取り入れている。

《必要な資料・データ等》

[別添資料3-2-1-①] 令和6年度大学院学校教育研究科（専門職学位課程）シラバス「アクティブ・ラーニング」実施数

（観点の達成状況についての自己評価：A）

「プロフェッショナル科目」の授業形態としては、各担当教員が授業内容に応じ、講義、授業参観に基づいたグループ討議及びワークショップ等の教育方法により授業を展開している。

「学校支援プロジェクト」では、連携協力校の教育課題とリンクしたプロジェクトごとに、学生及び専任教員で支援チームを編成し、連携協力校でのフィールドワーク、学校支援課題探究リフレクションや学校支援課題探求プレゼンテーションでのディスカッションやワークショップ、プレゼンテーション等の多様な方法を取り入れている。

以上のことから、本観点を十分に達成していると判断する。

観点3-2-1 授業内容、授業方法・形態

（3）授業開設の規模等、授業方法・形態が、教育効果を十分得られるものとなっているか。

（観点到に係る状況）

専門職学位課程では、事例研究や現地調査、双方向・多方向に行われる討議や質疑応答による演習等により構成されている。（別添資料3-2-1-②）。

また、「プロフェッショナル科目」においては、多様な授業科目を設け、それぞれの専門性向上の視点から授業科目の選択ができるようにし、9割が30人未満である（別添資料3-2-1-③）。

《必要な資料・データ等》

[別添資料3-2-1-②] 令和6年度授業科目、単位数等一覧表（専門職学位課程）

[別添資料3-2-1-③] 令和6年度受講者数一覧（専門職学位課程）科目区分追加

（観点の達成状況についての自己評価：A）

専門職学位課程では、事例研究や現地調査、双方向・多方向に行われる討議や質疑応答による演習等により構成されている。

「プロフェッショナル科目」においては、多様な授業科目を設け、それぞれの専門性向上の視点から授業科目の選択ができるようにし、9割が30人未満であり少人数教育の観点からも、教育の効果が高い授業となっている。

以上のことから、本観点を十分に達成していると判断する。

観点3-2-1 授業内容、授業方法・形態

（4）学習履歴、実務経験等に配慮した授業内容、授業方法・形態になっているか。例えば、現職教員学生と学部新卒学生それぞれの特性に配慮して、共修、別修となっているか。

(観点に係る状況)

「プロフェッショナル科目」は、コース別に設けており、目的や学習履歴、実務経験等に即して学べるようになっている。また、現職教員学生と学部新卒学生の混成のグループで協議したり、あるいは学生同士で協議したりする場を設けるなど、学習履歴、実務経験等に配慮している。

(観点の達成状況についての自己評価：A)

「プロフェッショナル科目」は、目的や学習履歴、実務経験等に即して学べるようになっており、現職教員学生と学部新卒学生の混成のグループで協議したり、あるいは、現職教員学生同士、学部新卒学生同士で協議したりする場を設けるなど、学習履歴、実務経験等に配慮している。

以上のことから、本観点を十分に達成していると判断する。

観点3-2-1 授業内容、授業方法・形態

(5) 教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されているか。

(観点に係る状況)

授業科目の内容を記載したシラバスは、「上越教育大学教職大学院スタンダード」における到達目標、授業の到達目標・テーマ、授業の概要、アクティブ・ラーニングに関する事項、履修条件、注意事項、授業時間外の課題等、授業計画・内容、試験、成績評価の方法、テキスト、参考書・参考資料等を明記している。

なお、「上越教育大学教職大学院スタンダード」における到達目標は、現職教員と学部新卒学生の別々に作成している。このシラバスは電子化しており、本学ウェブサイトで公開している(別添資料3-2-1-④)。また、シラバスの閲覧と履修登録は、学務情報システム上で行っているため、学生はシラバスを事前に確認し、授業履修に活用している。

《必要な資料・データ等》

[別添資料3-2-1-④] 専門職学位課程シラバス(本学ウェブサイト)

<https://www.juen.ac.jp/070graduate/010syllabus.html>

(観点の達成状況についての自己評価：A)

授業科目の内容を記載したシラバスは、スタンダード、授業の到達目標・テーマ、授業の概要、アクティブ・ラーニングに関する事項、履修条件、注意事項、授業時間外の課題等、授業計画・内容、試験、成績評価の方法、テキスト、参考書・参考資料等を明記している。このシラバスは電子化しており、本学ウェブサイトで公開している。また、シラバスの閲覧と履修登録は、学務情報システム上で行っているため、学生はシラバスを事前に確認し、授業履修に活用している。

以上のことから、本観点を十分に達成していると判断する。

(2) 長所として特記すべき事項

「プロフェッショナル科目」は、コース別に設けており、目的や学習履歴、実務経験等に即して学べるようになっている。また、現職教員学生と学部新卒学生の混成のグループで協議したり、あるいは学生同士で協議したりする場を設けるなど、学習履歴、実務経験等に配慮している。

(3) 改善を要する事項

該当なし

基準3-3 専門職学位課程にふさわしい実習科目が設定され、適切な指導がなされていること。

(1) 観点ごとの分析

観点3-3-1 学校等における実習

(1) 実習科目は、学校の教育活動全体について総合的に体験し、省察する機会が設けられているか。

(観点に係る状況)

授業科目群である「学校支援プロジェクト」は、実習科目「学校支援フィールドワーク」（体験による学び）を、コース別選択科目の「学校支援課題探究リフレクション」（体験を省察に位置付ける学び）と「学校支援課題探究プレゼンテーション」（体験によって得たことを他者に伝える学び）と合わせて履修することで構成されている。

「学校支援フィールドワーク」において、個々の学生が実習前に作成する個別計画表（別添資料3-3-1-①）には学校課題に対する目標・計画のほか、教科内容・特別活動・生徒指導・進路指導・校務の企画運営等、学校の教育活動全体についての目標・計画の記載欄を設けており、その内容をアドバイザーが確認の上、実習を開始している。

また、実習後に実習における諸活動を省察・評価する一連の活動を「学校支援課題探究リフレクション」として位置付けている（別添資料3-3-1-②）。

《必要な資料・データ等》

[別添資料3-3-1-①] 学校支援フィールドワーク個別計画表（ストレート院生用・現職大学院生用）

[別添資料3-3-1-②] 専門職学位課程（教職大学院）学校支援プロジェクトの概要

(観点の達成状況についての自己評価：A)

「学校支援フィールドワーク」においては、学校の教育課題を解決するという視点を明確に打ち出し、それをメインのテーマとして設定すると同時に、計画段階から学校の教育活動全体について総合的にかかわる活動となるように動機付けし、実習に臨む学生に指導している。また、「学校支援課題探究リフレクション科目」においても、計画表に記載された学校の教育活動全体についての総合的な体験を省察する機会が設けられている。

以上のことから、本観点を十分に達成していると判断する。

観点3-3-1 学校等における実習

(2) 実習科目は、実習の時期、系統性等に配慮し、主体的に取り組むことのできる内容となっているか。

(観点に係る状況)

「学校支援プロジェクト」では大学院生は1つのプロジェクトを選び、それを設定した専任教員の指導するチームに所属する。プロジェクトの内容は、当該学生が所属するコース内の各領域に応じた多様なテーマを設定している。各学校の連携希望とのマッチングを行い、毎年6月に連携協力校が決定した後、チーム毎に連携協力校と打合せを行い、各人が学校実習においてどのような活動をするかを計画し、随時、連携協力

校教職員・学生・アドバイザーが協議することにより、連携協力校の教育課題の解決に向けた計画を改善し実践していく。実習後は、実習における諸活動を省察・評価する。これらの成果を整理し、2月に連携協力校に実習の成果を還元する（別添資料3-3-1-③）。これらは「学校支援フィールドワーク」（実習科目）、「学校支援課題探究リフレクション科目」、「学校支援課題探究プレゼンテーション科目」として位置付け、実践・省察・還元という一連の活動に主体的に取り組むことを実現している（別添資料3-3-1-②（前掲））。

《必要な資料・データ等》

[別添資料3-3-1-③] 令和6年度学校支援プロジェクト関連 年間計画（予定）

（観点の達成状況についての自己評価：A）

「学校支援プロジェクト」は、学校現場の教育課題に関わる実践的なもので、学生の所属するコース内の各領域に関連した内容となっており、支援チームの学生自らが企画・立案した解決策をフィールドワークの一環として実践したり、「学校支援課題探究プレゼンテーション」で提案したりすることにより、学生が学校における課題に主体的に取り組むことのできる資質を養っている。

また、チームが提案する連携テーマ・内容と実習校側の希望とのマッチングにより6月上旬に連携協力校が決定した後、学校との打合せを経て随時実習に入ることが可能となっており、チーム毎に6月から2月の成果発表までの範囲内で実習日程を柔軟に調整できるよう配慮している。

以上のことから、本観点を十分に達成していると判断する。

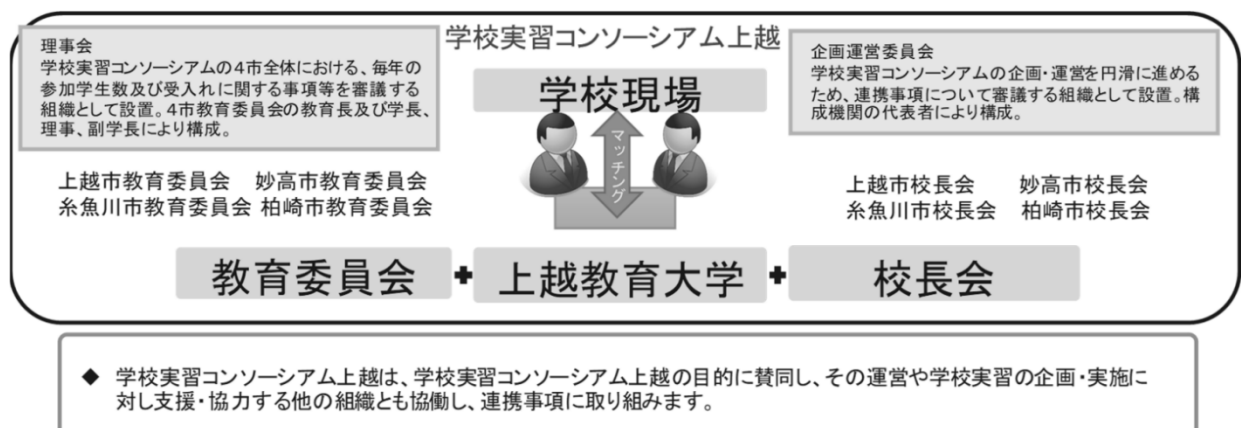
観点3-3-1 学校等における実習

（3）実習科目は、適切な学校種等及び数が確保され、学校との連携が整っているか。

（観点到に係る状況）

「学校支援プロジェクト」の実施に当たり、本学と上越近隣4市の教育委員会及び校長会が協働し、「学校実習コンソーシアム上越」（資料3-3-1-A）を設立し、学校実習を地域で支える体制を整備している。「学校実習コンソーシアム上越」は、大学と学校現場とのマッチングやコーディネートを行うことにより、適切な学校種や学校数の確保ができる体制である。コンソーシアム管轄内では小中学校及び特別支援学校の連携協力校は合わせて128校に達し、連携協力校は十分に確保されている。

資料3-3-1-A 学校実習コンソーシアムのイメージ



(出典 大学院学校実習の手引 令和6年度版 p.12)

(観点の達成状況についての自己評価：A)

「学校実習コンソーシアム上越」の設立により、学校実習を地域が責任をもって支える体制が確立しており、同コンソーシアムの企画運営委員会が「大学と学校現場とのマッチング」や「大学と学校現場とのコーディネート」を行うことにより、円滑に連携することができている。なお、学校実習コンソーシアム上越の管轄内では小中学校及び特別支援学校を合わせ128校に達しており、連携協力校は十分に確保されている。

以上のことから、本観点を十分に達成していると判断する。

観点3-3-1 学校等における実習

(4) 連携協力校等に対し、実習の目的及び実施方法等が適切に周知されているか。

(観点に係る状況)

連携協力校等に学校実習の理解を深めていただくため、「大学院学校実習の手引き」(別添資料3-3-1-④)を作成し、上越近隣4市の各学校等に配付している。また、大学ホームページに大学院の学校実習に関するサイトを開設し、同手引きや連携提案書等を掲載し閲覧環境を整備している。さらに、当該年度の連携協力校が決定した6月に、学校実習連携協力校等会議を開催し、実習の概要や実施方法等の説明を行っている(別添資料3-3-1-⑤)。個別の連携協力校ごとの打合せは、各連携チームにおいて学校側の担当教員などと実習時期や内容等に関する詳細な打合せを実施している。

《必要な資料・データ等》

[別添資料3-3-1-④] 学校支援プロジェクトハンドブック令和6年度

[別添資料3-3-1-⑤] 学校実習連携協力校等会議資料

(観点の達成状況についての自己評価：A)

実習の目的や実施方法等については、「大学院学校実習の手引き」や連携協力校等会議等において説明するとともに、各連携チームと各連携協力校が個別の打合せを行うことにより、本学側の提案と学校側の希望について綿密な調整が図られている。

以上のことから、本観点を十分に達成していると判断する。

観点3-3-1 学校等における実習

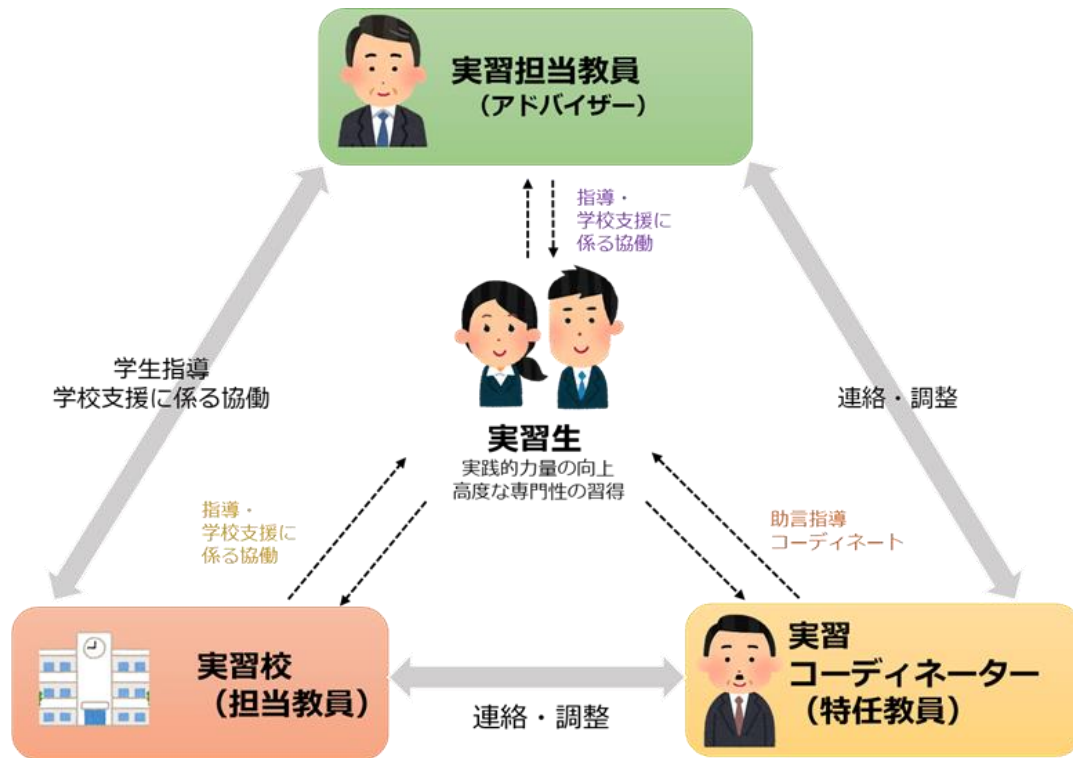
(5) 連携協力校等に対する配慮(例えば、教育研究上の支援の措置等)を適切に行っているか。

(観点に係る状況)

教育実習、学校実習、学生の各種ボランティア活動を円滑に実施するための支援・危機管理等を行うことを目的として、学校実習・ボランティア支援室を設置しており、同支援室の特任教授6人が実習コーディネーターとなり、連携協力校と連絡を取り合い、学校実習における様々な状況の把握や学校からの問い合わせへの対応を行っている。(資料3-3-1-B)

なお、連携希望がありながら、本学のいずれのチームともマッチングできなかった学校に対しては、次年度の連携につなげるため、学校と調整の上で本学教員が別途連携・協力している。

資料3-3-1-B 学校支援プロジェクトにおける実習生指導体制



(出典 学校支援プロジェクトハンドブック 令和6年度 p.3)

(観点の達成状況についての自己評価：A)

学校実習・ボランティア支援室においては、学校現場との繋がりが強い指導主事経験や校長経験のある特任教授6人が、学生、アドバイザーと連携協力校等との間に入り、実習が円滑に行われるよう実習コーディネーターとしての役割を果たしている。

また、本学教員が学校の要請に応じた研修会の実施など、実習とは別に連携協力校への支援を行うことにより、次年度以降の連携に繋げている。

以上のことから、本観点を十分に達成していると判断する。

観点3-3-1 学校等における実習

(6) 現職教員学生が現任校において長期の実習を行う場合、日常業務に埋没しないための配慮がなされているか。

(観点に係る状況)

本学教職大学院における現職教員学生は、教育委員会からの派遣や修学休業制度などを利用しているため、日常の業務から離れて修学している。実習の実施に当たっては、現職教員学生も原則として連携協力校で学校実習を行うこととしているが、現職教員学生が現任校で実習を行うことになった場合は、アドバイザーがその現任校へ出向き、学校課題の解決に向けて協働で取り組んでいる。また、学校でのフィールドワークに加えて「学校支援課題探究リフレクション」で実習による諸活動を省察・評価し、「学校支援課題探究

プレゼンテーション」により連携協力校へ還元するという一連の活動を行うこととしている。

(観点の達成状況についての自己評価：A)

本学教職大学院における現職教員学生は、教育委員会からの派遣や修学休業制度などを利用しているため、日常の業務から離れて修学している。また、アドバイザーと協働で取り組み、学校実習が実践・省察・還元という一連の活動により構成されていることで、日常業務に埋没することなく学校課題解決に向けた実践を確立することができる。

以上のことから、本観点を十分に達成していると判断する。

観点 3-3-1 学校等における実習

(7) 現職教員学生が他校において長期の実習を行う場合、教員組織、校内研究組織等に円滑に馴染める配慮がなされているか。

(観点に係る状況)

学校実習は、各アドバイザーを中心に所属する院生により連携チームを編成し、アドバイザーの指導のもと連携チーム毎に連携協力校へ実習に入っている。

また、「学校支援フィールドワーク」では、3つのコンセプト「臨床力」「協働力」「即応力」を踏まえた目標を個別計画表に記載する(別添資料3-3-1-⑥)こととしており、「協働力」については、チームと学校の教員、保護者や地域の人々など、様々な人々との間につながりを見出し、協働性を構築し、学校の諸課題に貢献しているか、という自己評価項目(別添資料3-3-1-⑦)に則して実習者の目標を策定することとしている。

さらに、フィールドワークの日々の活動内容については、個々の学生がデジタルポートフォリオシステム「e-box」に記録することとしており、各学生の学修がどのように行われているかをアドバイザーが把握し、必要に応じて支援することができるようにしている。

《必要な資料・データ等》

[別添資料3-3-1-⑥] 学校支援フィールドワーク個別計画表(現職大学院生用)

[別添資料3-3-1-⑦] 学校支援フィールドワーク報告書(現職大学院生M1・M2)

(観点の達成状況についての自己評価：A)

「学校支援フィールドワーク」では、3つのコンセプト「臨床力」「協働力」「即応力」を踏まえた目標を個別計画書に記載することとしており、「協働力」に関する目標設定と支援を通じて、現職教員学生が他校の教員組織や校内研究組織等に円滑になじめるようにしている。また、デジタルポートフォリオシステム「e-box」により学生の学修状況を把握し、必要に応じて支援可能としている。

以上のことから、本観点を十分に達成していると判断する。

観点 3-3-1 学校等における実習

(8) 実習の全部又は一部の免除措置を行う場合、適切な判断方法及び基準を設けて措置決定が行われているか。また、決定においては、合理的な根拠・資料に基づいた説明がなされているか。

(観点に係る状況)

実習の免除については、本学教職大学院1年制プログラムの履修を許可された者に限って認めており、実習科目10単位中6単位分の履修を免除する旨を規定(別添資料3-3-1-⑧)している。

1年制プログラムの履修を申請することができる資格として10年以上の実務経験を有し、かつ「教務その他の教育に関する業務についての連絡調整及び指導助言に当たり、教育業務連絡指導手当の支給を受ける主任又はこれに準ずる者としての、合わせて2年以上の実務経験」又は「校長、園長、副校長、副園長、教頭、主幹教諭、指導教諭、指導主事、管理主事又はこれに準ずる者としての1年以上の実務経験」を有するものとしている。審査は、大学院の入学試験時に、本プログラムの申請書類として提出された「教育実践レポート(4,000字)」等及び口頭試問により即応力を構成する臨床力が備わっているか否かを、教務委員会に設置された専門部会において審査し、決定している。

《必要な資料・データ等》

[別添資料3-3-1-⑧] 上越教育大学大学院学校教育研究科専門職学位課程における教職大学院1年制プログラム実施細則

(観 points の達成状況についての自己評価：A)

実習の免除措置については、1年制プログラムにおいて、現職教員としての経験年数や資質を考慮し、入学前の教員としての実務経験等に相当する業績について、申請書類及び口頭試問により適切に可否を決定し、単位を修得しているものとみなして10単位中6単位の履修を免除している。

以上のことから、本観点を十分に達成していると判断する。

観点3-3-1 学校等における実習

(9) 実習科目は、免許未取得学生、学部新卒学生、社会人経験学生、現職教員学生等多様な背景を持つ学生に対する区別と配慮が講じられているか。

(観点に係る状況)

学校実習実施規程(別添資料3-3-1-⑨)により学校実習の履修条件を「教育職員免許状を取得している者又は教育実習を履修済みである者」とし、免許未取得学生は教育実習の履修後に学校実習を行うこととしている。

また、学校支援フィールドワーク個別計画表(別添資料3-3-1-①(再掲))及び学校支援フィールドワーク報告書(別添資料3-3-1-⑩)の記載内容には、学校支援フィールドワーク報告書において即応力、臨床力、協働力の3つのコンセプトに基づく自己評価基準を各年次ごとに現職教員学生用と学部新卒学生用として定めるとともに、学校支援フィールドワーク個別計画表においてその自己評価基準を参照した上で実習者の目標を策定するよう求めており、現職教員学生と学部新卒学生とで区分けし、それぞれの特性に応じたフィールドワークが行えるよう配慮している。

《必要な資料・データ等》

[別添資料3-3-1-⑨] 上越教育大学学校実習実施規程

[別添資料3-3-1-⑩] 学校支援フィールドワーク報告書(ストレート院生M1・M2、現職大学院生)

M1・M2)

(観点の達成状況についての自己評価：A)

学校実習実施規程により免許未取得学生は教育実習の履修後に学校実習を行うこととしている。また、学校支援フィールドワーク個別計画表及び学校支援フィールドワーク報告書において、即応力、臨床力、協働力の3つのコンセプトに基づく評価基準により、現職教員学生と学部新卒学生の違いを明確にしてそれぞれの特性に応じたフィールドワークが行えるよう配慮している。

以上のことから、本観点を十分に達成していると判断する。

観点3-3-1 学校等における実習

(10) 学校以外（教育行政機関、教育センター等）で実習を行う場合、実施の内容、方法、評価方法等が適切に設定され、教職大学院側の指導体制が整っているか。

(観点到に係る状況)

学校実習は、原則、連携協力校で行うこととしている。学校以外の実習先としては主に教育委員会での実習となるが、この場合にもアドバイザーを中心として、実習先の特性に対応する計画を策定し実施（別添資料3-3-1-⑩）しており、学校における実習と同様に、「即応力」、「臨床力」、「協働力」の3つのコンセプトに基づく評価基準（別添資料3-3-1-⑪）を設定している。

《必要な資料・データ等》

[別添資料3-3-1-⑪] 学校支援フィールドワークの総合評価

[別添資料3-3-1-⑫] 令和3年度学校支援プロジェクト実践研究 目次（抜粋）

(観点の達成状況についての自己評価：A)

学校以外の実習についても学校における実習と同様に、アドバイザーを中心とした支援チームを構成している。チームの一員としてアドバイザーも機関に出向き、サポートを行っている。

また、実習先の特性に応じて計画段階で予め「即応力」「臨床力」「協働力」の3つのコンセプトに基づく評価基準を意識して計画を策定することで実施内容、方法等が適切に設定されている。

以上のことから、本観点を十分に達成していると判断する。

(2) 長所として特記すべき事項

本学と上越近隣4市による学校実習コンソーシアム上越は、上越市及び近隣の4市教育委員会並びに4市の校長会が、次世代の教員をこの地で育てようという意識を共有し、真に実質化された実習として円滑な実施を図ることを目的に設立され、大学と学校現場とのマッチングやコーディネート等の役割を担っており、地域で支える体制を整備している。

(3) 改善を要する事項

該当なし

基準3-4 学習を進める上で適切な指導が行われていること。

(1) 観点ごとの分析

観点3-4-1 履修指導

(1) 履修科目の登録の上限設定、学生の履修に配慮した時間割の設定等、単位の実質化への配慮がなされているか。

(観点に係る状況)

学生の主体的な学習を促すために、1年間に履修できる単位数の上限を36単位とし、実質的な学修ができるようにしている(資料3-4-1-A)。また、「共通科目」と「プロフェッショナル科目」の大半を前期に設定し、後期の「学校支援プロジェクト科目」及び「学校支援フィールドワーク」に専念できるよう履修に配慮した時間割の設定になっている(別添資料3-4-1-①)。

《必要な資料・データ等》

[別添資料3-4-1-①] 令和6年度授業科目一覧(専門職学位課程)【抜粋】

(観 points の達成状況についての自己評価：A)

学生の主体的な学習を促すために、1年間に履修できる単位数の上限設定や前期及び後期の実習科目を考慮した科目配置をするなど、履修に配慮した設定になっている。

以上のことから、本観点を十分に達成していると判断する。

資料3-4-1-A 上越教育大学大学院学校教育研究科履修規程第13条

(履修登録の上限)

第13条 専門職学位課程の学生が1年間に履修登録できる単位数の上限は、36単位とする。ただし、教職大学院1年制プログラムを履修する学生にあつてはこの限りでない。

2 履修登録の上限に関し必要な事項は、別に定める。

観点3-4-1 履修指導

(2) 夜間その他特定の時間、時期に授業を行う方法をとる場合、履修、授業の実施方法、学生の負担程度について、適切な措置がとられているか。

(観点に係る状況)

前述のとおり、授業の履修については、「共通科目」と「プロフェッショナル科目」の大半を前期に設定し、後期の「学校支援プロジェクト科目」及び「学校支援フィールドワーク」に専念できるよう履修に配慮した時間割設定になっており、学生の負担にも配慮した措置がとられている。

(観 points の達成状況についての自己評価：A)

授業の履修については、「共通科目」と「プロフェッショナル科目」の大半を前期に設定し、後期の「学校支援プロジェクト科目」及び「学校支援フィールドワーク」に専念できるよう、授業の履修に配慮した時間割設定になっている。

以上のことから、本観点を十分に達成していると判断する。

観点3-4-1 履修指導

(3) オフィスアワー等個別の学生指導のための機会が確保されているか。

(観点に係る状況)

学生一人ひとりが専任教員による修学その他学生生活全般について指導助言（アドバイス）を受けられるよう、アドバイザー制度を設けている（資料3-4-1-B）。学生は、専任教員の中から自らが関心のある領域で指導を希望する教員をアドバイザーとして選び、履修その他学生生活全般に関して、指導を受けている。また、各教員はオフィスアワーを設定しており（別添資料3-4-1-②）、学生は学務情報システムにより確認できるため、アドバイザー以外の教員に対しても、オフィスアワーを活用して、履修相談や授業科目に関する質問等を行うことができるようになっており、学習を進める上での指導体制は整っている。

資料3-4-1-B 上越教育大学大学院学校教育研究科における指導教員及び研究指導体制取扱細則（抜粋）

（趣旨）

第1条 この細則は、上越教育大学大学院学校教育研究科履修規程（平成16年規程第72号。以下「大学院履修規程」という。）第10条の規定に基づき、指導教員及びその指導体制の取扱いについて必要な事項を定める。

（指導教員の選任及び所掌）

第2条 指導教員は、修士課程においては専門セミナー担当教員をもって充て、専門職学位課程においてはアドバイザーとして選任する。

2 指導教員は、学生の個別指導を担当し、大学院履修規程に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 授業科目の履修に関すること。
- (2) 研究の遂行又は学修の成果（研究倫理に関する事項を含む。）に対する指導に関すること。
- (3) 学位論文等題目届及び学位論文等審査願又は学修審査願に関すること。
- (4) 学生の身分異動に関すること。
- (5) その他学生生活全般に関すること。

《必要な資料・データ等》

[別添資料3-4-1-②] 教職大学院オフィスアワー実施状況

(観 points の達成状況についての自己評価：A)

学生は、専任教員の中から自らが関心のある領域で指導を希望する教員をアドバイザーとして選び、オフィスアワー等で履修その他学生生活全般に関して指導を受けられるようになっている。

以上のことから、本観点を十分に達成していると判断する。

観点3-4-1 履修指導

(4) 履修モデルに対応し、組織的な履修指導のプロセスが明確になっているか。また、個々の学生の学習プロセスを把握し、支援する仕組みが適切であるか。

(観点に係る状況)

入学直後のオリエンテーションにおいて、履修の手引を用いてカリキュラムに関する具体的な説明と履修に係るガイダンスを行っている。

学生個々の履修状況は、学務情報システムにより把握可能となっており、アドバイザーがその把握と指導を行う体制が整えられている。さらに、「学校支援プロジェクト」では、個別のフィールドワーク計画と日々の活動を「e-box」と呼ぶデジタルポートフォリオシステムに記録するシステムが整えられており、学生個々の学習がどのように行われているか即時的に把握し、支援することができるようになっている。

(観点の達成状況についての自己評価：A)

入学直後のオリエンテーションにおいて、履修の手引を用いてカリキュラムに関する具体的な説明と履修に係るガイダンスを行っている。また、「学校支援プロジェクト」では、デジタルポートフォリオシステム「e-box」を活用する仕組みが整えられており、個別のフィールドワーク計画と日々の活動がどのように行われているかを把握し指導を行っている。

以上のことから、本観点を十分に達成していると判断する。

(2) 長所として特記すべき事項

該当なし

(3) 改善を要する事項

該当なし

基準3-5 成績評価・単位認定、修了認定が大学院の水準として適切であり、有効なものとなっていること。

(1) 観点ごとの分析

観点3-5-1 成績評価等

- (1) 専門職学位課程の目的に応じた成績評価基準、修了認定基準が策定され、学生に周知されているか。

(観点に係る状況)

成績評価の基準については、学則第43条(資料3-5-1-A)及び大学院学校教育研究科履修規程第16条(資料3-5-1-B)に規定している。また、修了認定基準については、学則第72条(資料3-5-1-C)及び大学院学校教育研究科履修規程第6条(資料3-5-1-D)に規定している。これらの内容は「履修の手引」(別添資料3-5-1-①)及び本学ウェブサイトに掲載するとともに、入学直後のオリエンテーション・ガイダンスにおいても学生に周知している。

《必要な資料・データ等》

[別添資料3-5-1-①] 令和6年度入学者用履修の手引(大学院学校教育研究科) 【抜粋】

資料3-5-1-A 上越教育大学学則第43条

(成績の評価)

第43条 授業科目の試験の成績は、S、A、B、C及びDの5種の評語をもって表わし、S、A、B及びCを合格とし、Dを不合格とする。

資料3-5-1-B 上越教育大学大学院学校教育研究科履修規程第16条

(成績の評価)

第16条 授業科目の成績は、S、A、B、C及びDの5種の評語をもって表し、当該評語に係る評価の基準点及び結果は、次の表に掲げるとおりとする。

評語	評価の基準点	評価の結果
S	100点 ~ 90点	合格(シラバスに記載された到達目標等を上回る水準に達している。)
A	89点 ~ 80点	合格(シラバスに記載された到達目標等を十分に達成している。)
B	79点 ~ 70点	合格(シラバスに記載された到達目標等を概ね達成している。)
C	69点 ~ 60点	合格(シラバスに記載された到達目標等の最低限度の水準に達している。)
D	59点 以下	不合格とし、単位を与えない。(シラバスに記載された到達目標等に達していない。)

2 次条第3項に規定する成績の評価方法等で示した要件を満たさない場合は、当該授業科目について 評価対象外とする。

3 学生は、一度合格と判定された授業科目については、取り消すこと又は再履修することができない。

資料3-5-1-C 上越教育大学学則第72条（抜粋）

（課程の修了）

第72条 略

- 2 専門職学位課程の修了の要件は、大学院に第59条第1項又は第2項に規定する標準修業年限以上在学し、所定の46単位以上を修得することとする。
- 3 前項の修了の要件単位のうち、教育上有益と認めるときは、入学前に小学校等の教員としての実務の経験を有する者について、6単位を超えない範囲で、実習科目により修得する単位を修得しているものとみなし、当該科目の履修を免除することができる。
- 4 第1項及び第2項に規定する修了の要件を満たした学生に対する修了の認定は、教授会の議に付し、学長が行う。

資料3-5-1-D 上越教育大学大学院学校教育研究科履修規程第6条（抜粋）

（修了要件と履修単位の区分）

第6条 略

- 2 専門職学位課程の修了要件を満たすためには、別表第2に規定する当該課程の履修基準に基づき、所定の46単位以上を修得し、かつ、教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則に定める専修免許状又は一種免許状取得に係る所要の単位（以下「免許取得単位」という。）を修得していることとする。ただし、在留資格が留学である外国人学生は、免許取得単位の修得を要しない。
- 3 略

（観点の達成状況についての自己評価：A）

成績評価基準や修了認定基準については、学内規程としてそれぞれ定め、その内容は「履修の手引」及び本学ウェブサイトに掲載するとともに、入学直後のオリエンテーション・ガイダンスにおいても学生に周知している。

以上のことから、本観点を十分に達成していると判断する。

観点3-5-1 成績評価等

- （2）成績評価基準、修了認定基準に従って、成績評価・単位認定、修了認定が適切に実施されているか。また、成績評価等の妥当性を担保するための措置が講じられているか。

（観点到に係る状況）

成績評価の方法については教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）（資料3-5-1-E）、大学院学校教育研究科履修規程（資料3-5-1-F）及びシラバスの「成績評価の方法」に明示し、それに基づいて成績評価を行っている。また、成績評価等の妥当性を担保するため、学生が成績評価に疑義がある場合は、教務課に設置している相談窓口において相談を受け付ける体制としており、これは、「履修の手引」により学生に周知している（資料3-5-1-G）。さらに、相談窓口を通じた授業担当教員への質問の回答では解決が得られなかった場合のため、成績評価に対する異議を教務委員会に申立てをすることができる制度を設けて対応している（別添資料3-5-1-②）。教務委員会は、異議申立てを受理した場合は、調査委員会を設置し、調査委員会からの調査結果に基づき対応を審議の上、回答書を作成し、調査結果を申立者に回答する。

修了認定の基となる「学修成果の総合的な審査」については、学位規則（資料3-5-1-H）及び専門

職学位課程の学修成果に関する取扱細則（資料3-5-1-I）に規定している。

修了認定の具体的な手続きについては、修了認定対象者が、修得した科目と学びの概要及び学び全体の振り返りを記載した「学修成果報告書」（別添資料3-5-1-③）をアドバイザーに提出し、アドバイザーが受理した報告書について評価し、所見を添えて研究科長（学長）に報告する。研究科長は、教授会の審議を経て学修成果審査委員会を設置する。主査1人、副査2人以上をもって組織する同委員会が、学修成果の総合的な審査を行い、その結果に基づき教授会において専門職学位課程の修了及び学位の授与の可否を審議決定し、評価の妥当性を担保している。

《必要な資料・データ等》

[別添資料3-5-1-②] 上越教育大学成績評価に対する異議申立てに関する取扱細則

[別添資料3-5-1-③] 大学院専門職学位課程学修成果報告書

資料3-5-1-E 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）【抜粋】

(3) 学修成果の評価については、講義科目は定期試験、臨時試験、課題レポート等により、演習科目は発表、討論、授業への参加態度等により、実験、実習及び実技等の科目は、課題レポート、提出作品、授業への参加態度等によるほか、予習・復習等の自主的学修態度を組み合わせるものとする。その際に、客観性、厳格性を確保するため、学生に対し次の表に掲げる成績評価の基準をあらかじめ明示し、授業形態に応じた適切な評価方法により行うものとする。

評語	評価の基準点	評価の結果
S	100点～90点	合格（シラバスに記載された到達目標等を上回る水準に達している。）
A	89点～80点	合格（シラバスに記載された到達目標等を十分に達成している。）
B	79点～70点	合格（シラバスに記載された到達目標等を概ね達成している。）
C	69点～60点	合格（シラバスに記載された到達目標等の最低限度の水準に達している。）
D	59点以下	不合格とし、単位を与えない。（シラバスに記載された到達目標等に達していない。）

（上越教育大学大学院学校教育研究科履修規程第16条より）

資料3-5-1-F 大学院学校教育研究科履修規程

（成績の評価）

第16条 授業科目の成績は、S、A、B、C及びDの5種の評語をもって表し、当該評語に係る評価の基準点及び結果は、次の表に掲げるとおりとする。

評語	評価の基準点	評価の結果
S	100点～90点	合格（シラバスに記載された到達目標等を上回る水準に達している。）
A	89点～80点	合格（シラバスに記載された到達目標等を十分に達成している。）
B	79点～70点	合格（シラバスに記載された到達目標等を概ね達成している。）
C	69点～60点	合格（シラバスに記載された到達目標等の最低限度の水準に達している。）

D	59点以下	不合格とし、単位を与えない。(シラバスに記載された到達目標等に達していない。)
---	-------	-----------------------------------------

資料3-5-1-G 成績評価に関する相談

6. 試験、成績評価

(6) 成績評価に関する相談

学生の修学にあたってのサポートを行うために、成績評価に関する相談窓口を置いています。

窓口場所：教務課窓口（電話 025-521-3275）

受付時間：月曜日～金曜日（祝日を除く。）8時30分～17時15分

（出典：令和6年入学者用履修の手引（大学院学校教育研究科）p.16）

資料3-5-1-H 上越教育大学学位規則（抜粋）

第4章 大学院専門職学位課程

（審査）

第12条 研究科長は、専門職学位課程の学生の学修成果を確認するため、学修成果審査委員会を設置し、学修成果の総合的な審査（以下「学修審査」という。）を行うものとする。

2 学修成果審査委員会は、教育実践高度化専攻の教員のうちから主査1人（教授又は准教授に限る。）及び副査2人以上をもって組織するものとし、その委員は、教務委員会の議に付し、研究科長が指名する。

（審査結果の報告）

第13条 学修成果審査委員会は、学修審査の結果を教授会に報告するものとする。

（教授会の審議）

第14条 教授会は、前条の審査結果報告に基づき、専門職学位課程の修了及び学位の授与の可否を審議決定し、その結果を学長に報告するものとする。

2 前項の議決は、教授会の構成員（出張を命じられた者及び休職中の者を除く。）の3分の2以上の者が出席し、その3分の2以上の賛成を要するものとする。

資料3-5-1-I 上越教育大学大学院専門職学位課程の学修成果に関する取扱細則（抜粋）

（学修成果報告書等の提出）

第2条 学修成果を提出しようとする者は、別記第1号様式（上越教育大学大学院学校教育研究科履修規程（平成16年規程第72号）第9条に規定する教職大学院1年制プログラムの履修者にあつては、別記第2号様式）の大学院専門職学位課程学修成果報告書（以下「学修成果報告書」という。）に別記第3号様式の学修審査願を添え、修了予定年次の1月10日（その日が日曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときはその翌日、土曜日に当たるときはその翌々日。以下期日を規定した場合において同じ。）正午までに教務課に提出しなければならない。ただし、修業年限を超えて在学する者に係る提出期限については、当該修了予定年次の7月31日正午までとすることができる。

2 学修成果報告書を提出するに当たっては、その提出に先立ち修了予定年次の10月31日正午までに、研究倫理研修の受講を証する書類を教務課に提出しなければならない。ただし、修業年限を超えて在学する者に係る提出期限については、当該修了予定年次の5月31日正午までとする。

3 第1項の提出期限を過ぎて提出された学修成果報告書は、疾病又は事故等により特に学校教育研究科長が認めた場合を除き、受理しない。

(学修成果報告書に関する所見)

第3条 アドバイザーは、提出された学修成果報告書に別記第4号様式の学修成果報告書に関する所見を添え、学修成果審査委員会に提出しなければならない。

(学修審査の結果報告)

第4条 学修成果審査委員会は、学修審査の結果を別記第5号様式の学修審査結果報告書により、教授会に報告するものとする。

(観点の達成状況についての自己評価：A)

成績評価の方法については教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）及びシラバスに記載し、それに基づいて成績評価している。また、成績評価等の妥当性を担保するため、成績評価に疑義がある場合の対応として、相談窓口を設置し、「履修の手引」及び掲示により、学生に周知している。

修了判定についての手続きは、アドバイザーの評価、学修成果審査委員会による学修成果の総合的な審査を経て、教授会において教職大学院の修了及び学位の授与の可否を審議決定している。また、「学修成果報告書」は、履修した科目の学修内容についても精査できるよう工夫され、評価の妥当性を担保している。

以上のことから、本観点を十分に達成していると判断する。

(2) 長所として特記すべき事項

該当なし

(3) 改善を要する事項

該当なし

「学習成果・効果」に係る自己点検・評価書

基準4-1 専門職学位課程の目的及びディプロマ・ポリシーに照らして、在学生における学習の成果・効果があがっていること。

(1) 観点ごとの分析

観点4-1-1 単位修得、修了の状況、資格取得の状況等から判断して、在学生の学習の成果・効果があがっているか。

(観点に係る状況)

平成31～令和5年度における在学生が履修した科目数の総計のうち、単位認定されたものの比率（単位修得率）は99.7%～99.8%であり、高い修得率となっている。また、成績評価は、5段階評価（S、A、B、C、D）であり、C評価以上を合格とし、単位を認定しているが、修得した単位の成績については、SあるいはA評価がすべての年度において94%以上を占めている（資料4-1-1-A）。

修了の状況は、平成31～令和3年度の入学生について、標準修業年限内修了率は94.2～97.4%であり、ほとんどの学生が規定の標準修業年限内に修了している。

なお、専門職学位課程修了時には、必ずいずれかの教育職員免許状（専修免許状又は一種免許状）が取得できる単位を修得している。

資料4-1-1-A 単位修得状況（平成31～令和5年度）

区分		平成31年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		各評価 の総数	比率	各評価 の総数	比率	各評価 の総数	比率	各評価 の総数	比率	各評価 の総数	比率
評価	S	1,389	72.2%	1,612	76.8%	1,694	75.1%	2,631	73.1%	2,941	70.6%
	A	480	24.9%	445	21.2%	495	21.9%	841	23.4%	989	23.7%
	B	47	2.4%	28	1.3%	43	1.9%	96	2.7%	198	4.8%
	C	5	0.3%	7	0.3%	20	0.9%	21	0.6%	30	0.7%
	計	1,921	99.8%	2,092	99.7%	2,252	99.8%	3,589	99.8%	4,158	99.8%
	D	3	0.2%	6	0.3%	5	0.2%	8	0.2%	8	0.2%

※ 成績評価の基準は次のとおりであり、S～Cを合格とし、Dを不合格とする。

S：100～90点、A：89～80点、B：79～70点、C：69～60点、D：59点以下

(観点の達成状況についての自己評価：A)

平成31～令和5年度における単位修得率は非常に高く、修得した単位の成績については、SあるいはA評価が94%以上を占めている。また、平成31～令和3年度の入学生についてはほとんどの学生が規定の修了年限内に修了しており、これらの状況から学習の成果・効果が上がっているといえる。あわせて、専門職学位課程修了時には、必ずいずれかの教育職員免許状（専修免許状又は一種免許状）が取得できる単位を修得している。

以上のことから、本観点を十分に達成していると判断する。

観点4-1-2 在学生の学習成果・効果を把握する仕組みを有し、それが適切に機能しているか。

(観点に係る状況)

学習成果・効果を把握するための取組みとして、専門職学位課程の当年度末修了予定者を対象として「教育の成果・効果に関する調査」を平成29年から毎年度末に実施しており、令和3年度からWebにより実施している。

調査の内容は、学部卒学生か現職教員か、カリキュラム（教育課程）は教育現場の課題に対応するものであったか（5段階評価及び自由記述）、「ICT教育や英語教育」、「インクルーシブな教育」、「いじめ等生徒指導」に関する科目はそれぞれ教育実践に資する内容であったか（5段階評価及び自由記述）、その他カリキュラム（教育課程）に関する意見（自由記述）の6点であり、無記名により行っている。

全体的な評価としては、学部卒学生、現職教員いずれの学生からも「そう思う」「ややそう思う」との評価がほとんどを占め、「学級経営について深く学ぶことができ、他者と対話する中で自身の知見や視点が深まった」「理論をどう実践の場に生かすか、悩みながらも、とても勉強になった」「（実習科目は）自己強化のみならず他者貢献の重要性を感じることでできる貴重な体験であった」といったコメントがあった（別添資料4-1-2-①、4-1-2-②）。

なお、本調査のアンケート実施主体は、令和5年度から「カリキュラム企画運営会議」から「学校教員養成・研修高度化センター運営委員会」となり、同委員会において調査の実施から結果の把握まで全学的に実施し、その結果を各領域・分野に周知している。

「学校支援プロジェクト」では、デジタルポートフォリオ「e-box」を活用し、個別のフィールドワーク計画と日々の活動がどのように行われているかを把握している。また、「学校支援フィールドワーク個別計画書・報告書」には学生の自己評価欄を設け、「学修成果報告書」では履修した科目の学修内容について精査できるよう工夫している（別添資料3-3-1-⑩（前掲）、別添資料3-5-1-③（前掲））。

《必要な資料・データ等》

[別添資料4-1-2-①] 令和4年度「教育の成果・効果に関する調査」用紙
(専門職学位課程修了予定者対象)

[別添資料4-1-2-②] 令和4年度「教育の成果・効果に関する調査」集計p.1-2
(専門職学位課程修了予定者対象)

(観点の達成状況についての自己評価：A)

在学生の学修成果・効果を把握する一環として、「学校教員養成・研修高度化センター運営委員会」の所掌事項として、当年度末修了予定者を対象として「教育の成果・効果に関する調査」を毎年度末に実施し、その結果を各領域・分野に周知している。この調査を通して、入学から修了直前までの本学専門職学位課程における学修成果・効果を全学的に把握する体制を整えている。「学校支援プロジェクト」では、デジタルポートフォリオ「e-box」を活用し、個別のフィールドワーク計画と日々の活動がどのように行われているかを把握し指導を行っている。

以上のことから、本観点を十分に達成していると判断する。

観点4-1-3 ディプロマ・ポリシーに照らした進路状況となっているか。

(観点に係る状況)

本学専門職学位課程のディプロマ・ポリシーでは、「教育の理念・方法及び人間の成長や発達について、臨床的又は実践的な視点から理解している」「学校現場における様々な課題について、臨床的な理論や方法を用いて分析し、チームでの解決策を提案できる」「一人一人の子供の学習と生活を支援できる、高度で即応的な実践的指導力を有している」といった能力と条件を満たした者に対して、教職修士（専門職）の学位を授与することとしており、子供の未来を切り開くことのできる確かな実践力を備え、我が国の教育を担う中核的・指導的な教員の養成を目指している。

各年3月修了者（現職教員学生を除く）の就職状況等（9月30日現在）については、平成31年3月修了者から令和5年3月修了者までの5年間の教員就職率が90.3%～98.1%であり、高い水準を維持している（資料4-1-A）。

資料4-1-A 教員就職状況内訳（現職教員学生を除く）（各修了年の9月30日現在）

区分	正 規	臨 時	計（教員就職率）	修了者
平成31年3月修了者	18（58.1%）	10（32.3%）	28（90.3%）	31
令和2年3月修了者	43（82.7%）	8（15.4%）	51（98.1%）	52
令和3年3月修了者	54（83.1%）	9（13.8%）	63（96.9%）	65
令和4年3月修了者	55（74.3%）	16（21.6%）	71（95.9%）	75
令和5年3月修了者	51（81.0%）	9（14.3%）	60（95.2%）	66

※教員就職率は、外国人留学生及び進学者を母数から除いた場合の比率を示す。

(内訳)

区分	教 員 就 職 者								企業・ 官公庁	進学者	その他 (未就 職等)	合 計
	小学校	義務教 育学校	中学校	中等教 育学校	高等 学校	特別支 援学校	その他	計				
H31.3 修了者	17(6)	1	8(3)	0	2(1)	0	0	28(10)	3	0	0	31
R2.3 修了者	30(4)	0	13(3)	1	4(1)	2	1	51(8)	1	0	0	52
R3.3 修了者	43(5)	0	15(4)	0	4	1	0	63(9)	1	0	1	65
R4.3 修了者	48(9)	0	15(5)	0	6(1)	2(1)	0	71(16)	3	1	0	75
R5.3 修了者	41(5)	0	10(2)	0	8(2)	0	1	60(9)	4 [1]	1	1 [1]	66 [2]

(注) ()内は、期限付き教員として採用された者で内数。[]内は、外国人留学生で内数。

(観点の達成状況についての自己評価：A)

各年3月修了者（現職教員学生を除く）の就職状況等については、平成31年3月修了者から令和5年3月修了者までの5年間の教員就職率が90.3%～98.1%で高い水準を維持しており、ディプロマ・ポリシーに照らした進路状況となっている。

以上のことから、本観点を十分に達成していると判断する。

(2) 長所として特記すべき事項

ディプロマ・ポリシーに沿った教員養成のための学修指導・成果把握及び就職支援の取組みにより、教員就職状況が高い水準を維持している。

(3) 改善を要する事項

該当なし

基準4-2 修了生が専門職学位課程で得た学習の成果が、学校等に還元されていること。また、その成果の把握に努めていること。

(1) 観点ごとの分析

観点4-2-1 修了生の赴任先の学校関係者・教育委員会等からの意見聴取等を行い、学習の成果・効果等が把握されているか。

(観点に係る状況)

教育委員会等の教育関係者からの意見聴取として、上越教育大学大学院専門職学位課程教育課程連携協議会（以下「教育課程連携協議会」という。）及び教職大学院設置前から毎年度実施している「都道府県等教育委員会と上越教育大学との連携協議会」（平成25年度までの名称は、「都道府県教育委員会と上越教育大学との情報交換会」）において修了生の評価について情報を収集している。教育課程連携協議会の学外委員である新潟市教育委員会からは、「共通科目「インクルーシブな学級を形成するための学級経営」においてインクルーシブ教育の視点を取り込まれていることに着目され、「本教育委員会でも力点をおいており、学級経営の中にこういう授業を位置づけていただけるのは、大変ありがたい。」といった評価を得ている（別添資料4-2-1-①、4-2-1-②）。また、理事・副学長等が毎年約10都県等教育委員会を訪問し、本学を修了した教員の状況等を確認している。

《必要な資料・データ等》

[別添資料4-2-1-①] 第9回（令和5年度第2回）上越教育大学大学院専門職学位課程教育課程連携協議会議事要旨（学内資料のため非公開）

[別添資料4-2-1-②] 令和5年度都道府県等教育委員会と上越教育大学との連携協議会議質疑応答（学習の成果・効果等に関する意見の抜粋）（学内資料のため非公開）

(観点の達成状況についての自己評価：A)

教育関係者からの意見や社会のニーズを汲み上げるため、上越教育大学大学院専門職学位課程教育課程連携協議会及び専門職学位課程設置前から毎年度実施している「都道府県等教育委員会と上越教育大学との連携協議会」を継続的に実施している。また、理事・副学長等が毎年約10都県等教育委員会を訪問し、本学を修了した教員の状況等を確認している。

これらを通して、修了生の学習成果や教育現場での新たな課題、必要とする人材像、本学出身教員の評価や本学への要望を伺い、学習の成果・効果等を把握している。

以上のことから、本観点を十分に達成していると判断する。

観点4-2-2 学生の課題研究等が、地域、学校における教育活動の改善に資するものとなっているか。

(観点に係る状況)

教職大学院のカリキュラムの中核である「学校支援プロジェクト」は、各学生が所属するチームと各学校の連携希望とのマッチングを行い、学生達がチームで地域の学校課題に取り組むことで、学校現場の改善に直接資するものとなっている。

令和5年度の学校実習の連携協力校に実施したアンケート結果（新潟県内の連携協力校103校に実施したアンケート調査で83校から回答、回答率：80.6%）では、「学校実習により貴校園が抱える課題は改善される方向に推移したか」という設問に対して、「とてもそう思う」40%、「だいたいそう思う」54%と肯定的な回答が合計で94%となっている。

（観点の達成状況についての自己評価：A）

教職大学院のカリキュラムの中核である「学校支援プロジェクト」は、学生達がチームで地域の学校課題に取り組むことで、学校現場の改善に直接資するものとなっている。令和5年度の学校実習の連携協力校に実施したアンケート結果から「学校実習により自校が抱える課題は改善される方向に推移した」という肯定的な回答を多数得ている。

以上のことから、本観点を十分に達成していると判断する。

- 観点4-2-3** 短期的な観点及び数年を経た長期的な観点から見て、修了生が、赴任先等での教育研究活動において教育実践、課題解決等に貢献できているか。
あるいは、専門職学位課程はその把握に努めているか。

（観点到に係る状況）

本学専門職学位課程の設置当初から、教育効果の検証を継続的に行い、専門職学位課程における教育の質の向上を図るとともに、関係機関との連携等を通じた修了生への支援の在り方を探ってきた。その取組みの一つとして、教育現場が直面する具体的な課題やその解決手法等について、修了生・在学生・教員が相互に情報交換を行い、これまでの学修の振り返りを行うことを目的として、「上越教育大学教職大学院フォローアップセミナー」（平成28年度までは「上越教育大学教職大学院修了生フォローアップ研修会」）を実施している。

同セミナー参加者へのアンケート集計結果より、参加者の79%以上から上記フォローアップの目的が達成できたとの回答があった（別添資料4-2-3-①）。加えて、一部の修了生から、生徒指導の悩み等、在学時に知識としてわかっていたことの現場での難しさについて話があり、在学時の指導教員やゲストティーチャー、他の修了生や在学生と、学校現場だけでは実施が難しい問題解決のためのディスカッションが行われた。

また、都道府県等教育委員会との連携協議会を開催し、修了生の赴任先での教育研究活動等状況について確認する機会を設けた。（別添資料4-2-1-②（再掲））

《必要な資料・データ等》

[別添資料4-2-3-①] 上越教育大学教職大学院「フォローアップセミナー2023」参加者アンケート集計結果（抜粋）（学内資料のため非公開）

（観点の達成状況についての自己評価：A）

修了生の赴任先での教育研究活動については、「上越教育大学教職大学院フォローアップセミナー」を開催し、グループ協議や修了生発表等を通して、専門職学位課程での学修の成果や学校現場への学修成果の還元について、専門職学位課程全体として把握している。

以上のことから、本観点を十分に達成していると判断する。

(2) 長所として特記すべき事項

該当なし

(3) 改善を要する事項

該当なし

「教員組織」に係る自己点検・評価書

基準6-1 専門職学位課程の運営に必要な教員が適切に配置されていること。

(1) 観点ごとの分析

観点6-1-1 教員組織編制のための基本的方針を有しており、それに基づいた教員組織編制がなされているか。

(観点に係る状況)

本学では教員組織に関して、学則第14条第1項で「教育研究を推進するための組織として、学系を置く」とし、同条第2項の「学系に関し必要な事項は、別に定める」との規定に基づき、教員組織編成のための基本的方針を明確にするとともに、それに基づく教員組織編成がなされるよう「上越教育大学教育研究組織規則」（別添資料6-1-1-①）を定めている。

《必要な資料・データ等》

[別添資料6-1-1-①] 上越教育大学教育研究組織規則

(観点の達成状況についての自己評価：A)

上越教育大学教育研究組織規則においては、第2条で「本学の教育研究組織は、学長のリーダーシップの下で戦略的な教員人事を可能とするガバナンス体制を構築し、多様な教員人材を効果的・効率的に活用することにより、教員の適切な役割分担の下で組織的な連携体制を確保するとともに、教育研究に係る責任の所在を明確にすることを目的として編成する」とし、第3条第2項で「学校教育研究科に、学則第14条第1項の規定に基づき学系を置き、管理運営及び教育研究上の組織区分とする」と規定した上で、第4条で学系の編成を明記している。以上のことから、本観点を十分に達成していると判断する。

観点6-1-2 専門職学位課程の運営に必要な教員が確保されているか。また、専任教員が、専門職大学院設置基準に規定された必要な専任教員の数以上置かれているか。

(観点に係る状況)

学校現場における実践に基づき、重要な課題を多面的・総合的に捉え解決する教育実践の新しい知や理論を創出する教育・研究を実施し、学校現場における即戦力と学校教育の継続可能な発展に貢献できる力量を備えた高度専門職業人を養成するための教育を行えるように、専任教員として研究者教員82人及び実務家教員19人の計101人を配置し、さらにいじめ・生徒指導研究研修センター、国際交流推進センターの専任教員及び副学長からの兼任教員6人並びに兼任教員（非常勤講師）9人を配置している。

また、本学における専門職大学院設置基準に規定された必要な専任教員数は37人であり、必要数を十分に満たして配置している（資料6-1-2-A）。

資料6-1-2-A 専門職学位課程における教員数（令和6年7月1日現在）

(単位：人)

区 分	専任教員数					必要専任教員数			兼任教員数	兼任教員数 (非常勤講師)
	教授	准教授	講師	助教	計	設置 基準	うち 教授	うち 実務家 教員		
研究者教員	55	22	5		82	37	19	15	6	9
実務家教員	16	1	2		19					
合計	71	23	7		101					

※教授には特任教授（本学を定年退職した者を雇用）を含む

(観点の達成状況についての自己評価：A)

学校現場における実践に基づき、重要な課題を多面的・総合的に捉え解決する教育実践の新しい知や理論を創出する教育・研究を実施し、学校現場における即戦力と学校教育の継続可能な発展に貢献できる力量を備えた高度専門職業人を養成するための教育を行えるように、専任教員として研究者教員 82 人及び実務家教員 19 人の計 101 人を配置しており、兼任教員を含め、専門職学位課程の運営に必要な教員を十分に確保している。

また、専門職大学院設置基準に規定された必要な専任教員数 37 人を十分に満たす 101 人の専任教員を配置している。

以上のことから、本観点を十分満たしていると判断する。

観点 6-1-3 専任教員のうちには、専攻分野における実務経験を有し、かつ、高度の実務能力を有する者（以下「実務家教員」という。）を含むものとし、実務家教員が、必要専任教員数のおおむね 4 割以上に相当する人数が置かれているか。

(観点に係る状況)

専任教員 101 人のうち、19 人の実務家教員を配置しており、おおむね 20 年以上の実務経験を有する者を原則としている（別添資料 6-1-3-①）。

また、高度な実務能力の部分については、本学の選考基準（別添資料 6-1-3-②）において、教育委員会・教育センター等の事業における指導・講演等や、自身が勤務する学校以外の校内研修における指導・講演等の実務経験を実務経験業績として課すことで担保している。

本学専門職学位課程の必要専任教員数は 37 人であり、その 4 割である 15 人以上の実務家教員の配置を求められているが、必要数を超える 19 人の実務家教員を配置している（資料 6-1-3-A）。

資料 6-1-3-A 専門職学位課程における教員数（令和 6 年 7 月 1 日現在）

(単位：人)

区 分	専任教員数					必要専任教員数	
	教授	准教授	講師	助教	計	設置 基準	うち 実務家教員
研究者教員	55	22	5		82	37	15
実務家教員	16	1	2		19		
合計	71	23	7		101		

※教授には特任教授（本学を定年退職した者を雇用）を含む

《必要な資料・データ等》

[別添資料6-1-3-①] 実務家教員名簿

[別添資料6-1-3-②] コース等における教員選考基準（専門職学位課程）

（観点の達成状況についての自己評価：A）

専任教員101人のうち、19人の実務家教員を配置しており、おおむね20年以上の実務経験を有する者を原則としている。また、選考基準において実務経験業績として実務経験を課すことで高度な実務能力を有する者であることを担保している。

本学専門職学位課程の必要専任教員数は37人であり、その4割である15人以上の実務家教員の配置を求められているが、必要数を十分に満たして配置している。

以上のことから、本観点を十分満たしていると判断する。

観点6-1-4 多様な教員の雇用形態（例えば、みなし専任教員、任期付教員等）を活用して、実践現場との関係の強化が図られているか。

（観点到に係る状況）

学校実習の実施に関して、学生及び担当教員の支援並びに関係機関との調整等を業務の一つとする学校実習・ボランティア支援室を設置し、新潟県内の公立学校を定年退職等した校長から採用した特任教授6人（学校教員養成・研修高度化センターからの兼務者）が教育現場で培った豊富な知見や経験に基づき、連携協力校の学校課題と本学実習チームの連携可能なテーマとのマッチング作業等の支援や、学校実習の実施に係る危機管理などを行い、実践現場と大学とのパイプ役となっている（別添資料6-1-4-①）。また、新潟県及び新潟市教育委員会との人事交流者（原則3年間）である特任准教授4人（学校教員養成・研修高度化センターからの兼務者）についても同室の兼務者として当該業務のサポートを行っている。

《必要な資料・データ等》

[別添資料6-1-4-①] 上越教育大学学校実習・ボランティア支援室規則

（観点の達成状況についての自己評価：A）

学校実習・ボランティア支援室に配置している新潟県内の公立学校を定年退職等した校長から採用した特任教授6人が教育現場で培った豊富な知見や経験に基づき、連携協力校の学校課題と本学実習チームの連携可能なテーマとのマッチング作業等の支援や、学校実習の実施に係る危機管理などを行い、実践現場と大学とのパイプ役となっている。また、新潟県及び新潟市教育委員会との人事交流者（原則3年間）である特任准教授4人についても同室の兼務者として当該業務のサポートを行っている。

以上のことから、本観点を十分に達成していると判断する。

観点6-1-5 教育上のコアとして設定されている授業科目については、原則として、専任の教授又は准教授が配置されているか。

（観点到に係る状況）

専門職学位課程では、すべての学生が共通的に履修する「共通科目」及びカリキュラムの中核である「学

校支援プロジェクト」については、すべて専任の教授、准教授又は講師が担当しており、学習履歴、実務経験等に即して学べるように配慮している。（別添資料6-1-5-①）

《必要な資料・データ等》

[別添資料6-1-5-①] 設置の趣旨等を記載した書類 上越教育大学大学院学校教育研究科教育実践高度化専攻（専門職学位課程）

（観点の達成状況についての自己評価：A）

専門職学位課程では、すべての学生が共通的に履修する「共通科目」及びカリキュラムの中核である「学校支援プロジェクト」については、専任の教授、准教授又は講師がすべて担当しており、学習履歴、実務経験等に即して学べるように配慮している。

以上のことから、本観点を十分に達成していると判断する。

観点6-1-6 教員組織は、研究者教員と実務家教員との協働が図られ、理論と実践との融合という視点から、全体として実践的な力量形成を意識した教育が行われるように組織されているか。

（観点到る状況）

大学院学校教育研究科専門職学位課程における修了認定・学位授与、教育課程編成・実施及び入学者受入れの方針（別添資料6-1-6-①）において、専門職学位課程の目標を「学校現場における実践に基づき、重要な課題を多面的・総合的に捉え解決する教育実践の新しい知や理論を創出する教育・研究を実施し、学校現場における即戦力と学校教育の継続可能な発展に貢献できる力量を備えた高度専門職業人を養成する。」としており、19人の実務家教員を配置（別添資料6-1-3-①（前掲））し、共通科目「教育課程の編成・実施の実践と課題」、「インクルーシブな学級を形成するための学級経営」及び「STEAM・教科横断的教育と教員の在り方」などにおいて研究者教員と実務家教員双方が参画するなど協働して教育課程を運営できる体制をとっている。（別添資料6-1-6-②）

《必要な資料・データ等》

[別添資料6-1-6-①] 大学院学校教育研究科専門職学位課程における修了認定・学位授与、教育課程編成・実施及び入学者受入れの方針

[別添資料6-1-6-②] 資料 6-1-6-②_令和6年度年度 授業科目一覧（専門職学位課程）【抜粋】

（観点の達成状況についての自己評価：A）

大学院学校教育研究科専門職学位課程における修了認定・学位授与、教育課程編成・実施及び入学者受入れの方針において、専門職学位課程の目標を「学校現場における実践に基づき、重要な課題を多面的・総合的に捉え解決する教育実践の新しい知や理論を創出する教育・研究を実施し、学校現場における即戦力と学校教育の継続可能な発展に貢献できる力量を備えた高度専門職業人を養成する。」としており、19人の実務家教員を配置し、研究者教員と実務家教員が協働して教育課程を運営できる体制をとっている。

以上のことから、本観点を十分に達成していると判断する。

(2) 長所として特記すべき事項

多様な教員の雇用形態を活用し、新潟県内の公立学校を定年退職等した校長から特任教授6人を採用している。この特任教授は、教育現場で培った豊富な知見や経験に基づき、連携協力校の学校課題と本学実習チームの連携可能なテーマとのマッチング作業等の支援や、学校実習の実施に係る危機管理などを行い、実践現場と大学とのパイプ役となっている。さらに、新潟県及び新潟市教育委員会との人事交流者である特任准教授4人についても当該業務のサポートを行っており、実践現場との関係の強化や学校経験を活かした学生指導に貢献している。

(3) 改善を要する事項

該当なし

基準6-2 教員の採用及び昇格等の基準が、適切に定められ、運用されていること。

(1) 観点ごとの分析

観点6-2-1 専門職学位課程の目的に応じて、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置（例えば、年齢及び性別構成のバランスへの配慮等）が講じられているか。

(観点到に係る状況)

国立大学法人上越教育大学の大学教員の人事方針（別添資料6-2-1-①）において、「学校現場と密接に結びついた実践的な大学であることから、学校現場における教員経験を有する者の雇用促進を図るものとする」としており、専門職学位課程の専任教員101人のうち、19人が実務家教員となっている。

教員の採用に当たっては原則公募によることとしており、教員の公募に際しては、「男女共同参画基本法」の趣旨に基づき選考を行うことを明示している。令和6年度における専任教員数に占める女性の割合は22.8%（101人中23人、令和6年7月1日現在）となっている（資料6-2-1-A）。

専任教員の年齢構成については、各年代に教員が配置された構成となっている（資料6-2-1-A）。

また、組織の活性化を図るため、大学教員人事計画の策定に係る基本方針（別添資料6-2-1-②）及び大学教員人事計画の策定に係る基本方針の運用について（別添資料6-2-1-③）において、採用する全ての大学教員（特任教員を除く。）を年俸制とすることとしており、採用人事においては若手教員の確保を考慮し、可能な限り職位を助教（任期制適用）に努めることを定めている。

資料6-2-1-A 専門職学位課程における年齢階層別の専任教員構成（令和6年7月1日現在）

（単位：人）

区 分		29歳以下	30-34歳	35-39歳	40-44歳	45-49歳	50-54歳	55-59歳	60-65歳	66歳以上	合計
専任教員	教授				1	6	13	19	29	3	71
	うち女性					1	3	4	8		16
	准教授		1		7	9	3	2	1		23
	うち女性				2	3	1				6
	講師			4		1	2				7
	うち女性			1							1
	助教										
	うち女性										
	合計		1	4	8	16	18	21	30	3	101
	うち女性			1	2	4	4	4	8		23

※教授には特任教員（本学を定年退職した者を雇用）を含む

《必要な資料・データ等》

[別添資料6-2-1-①] 国立大学法人上越教育大学の大学教員の人事方針

[別添資料6-2-1-②] 大学教員人事計画の策定に係る基本方針

[別添資料6-2-1-③] 大学教員人事計画の策定に係る基本方針の運用について

(観点の達成状況についての自己評価：A)

国立大学法人上越教育大学の大学教員の人事方針に基づき、19人の実務家教員を配置している。また、専任教員数に占める女性の割合は22.8%（101人中23人、令和6年7月1日現在）となっており、女性教員の雇用促進に努めている。専任教員の年齢構成については、各年代に教員が配置され、バランスよく構成されている。

さらに、年俸制・任期制を活用するとともに、若手教員の採用に努め、組織の活性化を図っている。以上のことから、本観点を十分に達成していると判断する。

観点6-2-2 専任の研究者教員及び実務家教員それぞれに採用基準、昇格基準等が定められ、運用されているか。また、授業科目を担当する教員の基準が明確であるか。

(観点到に係る状況)

専任教員の採用及び昇任基準については、教員選考基準規程（別添資料6-2-2-①）に規定しており、具体的教育研究業績の評価については研究者教員と実務家教員の双方を適切に評価できる選考基準（別添資料6-2-2-②）を設けており、職位とともに授業科目の担当適格者であるか審査する基準としている。選考手続については、教員選考手続細則（別添資料6-2-2-③）に規定し、それに基づいて、適切に実施している。教員選考の際には、人事担当副学長（理事からの兼務者）を委員長として7人で構成する教員選考委員会において、候補者から提出される履歴書、教育研究業績書（別添資料6-2-2-④）及び教育研究業績の内容を精査するとともに、面接を行い、教育研究の能力・業績、経歴等を総合的に審査している。

《必要な資料・データ等》

- [別添資料6-2-2-①] 国立大学法人上越教育大学教員選考基準規程
- [別添資料6-2-2-②] コース等における教員選考基準（専門職学位課程）
- [別添資料6-2-2-③] 国立大学法人上越教育大学教員選考手続細則
- [別添資料6-2-2-④] 履歴書・教育研究業績書

(観点の達成状況についての自己評価：A)

専任教員の採用及び昇任基準については、教員選考基準規程に規定しており、具体的教育研究業績の評価については研究者教員と実務家教員の双方を適切に評価できる選考基準を設け、職位とともに授業科目の担当適格者であるか適切に選考を行っている。教員選考の際には、人事担当副学長（理事からの兼務者）を委員長に構成する教員選考委員会において、履歴書、教育研究業績書及び教育研究業績の内容を精査するとともに、面接を行い、教育研究の能力・業績、経歴等を総合的に審査している。

以上のことから、本観点を十分に達成していると判断する。

観点6-2-3 研究者教員の実務経験や実践研究の実績、あるいは実務家教員の学術的業績を、ピアレビューの視点も含めて評価する仕組みが設定されているか。

(観点到に係る状況)

研究者教員と実務家教員の双方が研究と実務の両面を持つよう、教育研究業績を学術研究業績、実践研究業績及び実務経験業績の3つに区分し、研究と実務の両面を評価する選考基準（別添資料6-2-2-②）（前

掲)) を設定している。選考基準では、研究者教員と実務家教員の双方にこれら3つの業績について資格基準を細部にわたって設定し、研究者教員と実務家教員が双方に高い水準を有するシステムを構築している。

教員選考の際には、人事担当副学長（理事からの兼務者）を委員長として7人で構成する教員選考委員会において、候補者から提出される履歴書、教育研究業績書（別添資料6-2-2-④（前掲））及び教育研究業績の内容を精査するとともに、面接を行い、教育研究の能力・業績、経歴等を総合的に審査している。

（観点の達成状況についての自己評価：A）

研究者教員と実務家教員の双方が研究と実務の両面を持つよう、教育研究業績を学術研究業績、実践研究業績及び実務経験業績の3つに区分し、研究と実務の両面を評価する選考基準を設定している。選考基準では、研究者教員と実務家教員の双方にこれら3つの業績について資格基準を細部にわたって設定し、研究者教員と実務家教員が双方に高い水準を有するシステムを構築している。

教員選考の際には、人事担当副学長（理事からの兼務者）を委員長に構成する教員選考委員会において、履歴書、教育研究業績書及び教育研究業績の内容を精査するとともに、面接を行い、教育研究の能力・業績、経歴等を総合的に審査している。

以上のことから、本観点を十分に達成していると判断する。

観点6-2-4 実務家教員の人材確保の仕組みが明確化されていて、適切に運用されているか。

（観点到に係る状況）

実務家教員の人材を確保するため、専門分野、実務経験等の応募資格を明確にした上で、全て公募により広く募集を行っている。

（観点の達成状況についての自己評価：A）

実務家教員の人材を確保するため、専門分野、実務経験等の応募資格を明確にした上で、全て公募により広く募集を行っている。

以上のことから、本観点を十分に達成していると判断する。

(2) 長所として特記すべき事項

研究者教員と実務家教員の双方が研究と実務の両面を持つよう、教育研究業績を学術研究業績、実践研究業績及び実務経験業績の3つに区分し、研究と実務の両面を評価する選考基準を設定している。

(3) 改善を要する事項

該当なし

基準6-3 専門職学位課程における教育活動に関連する研究活動が組織的に取り組まれていること。

(1) 観点ごとの分析

観点6-3-1 教育活動に関連する研究活動が組織的に行われているか。

(観点に係る状況)

第4期中期目標期間中に本学が重視している「現代的教育課題に関する研究」及び「学校現場での教育実践に関する研究」の二つの取組テーマで研究を活性化するとともに、若手教員への研究支援や科学研究費助成事業への申請支援に資するための「学内研究プロジェクト」（別添資料6-3-1-①）について、研究組織には必要に応じて近隣地域の小・中学校教員及び本学大学院生を研究協力者として参加させることができることにしている。

また、教職大学院における学術研究の成果を社会に還元することを目的として、「上越教育大学教職大学院研究紀要」（別添資料6-3-1-②）を平成25年度から刊行している。

令和5年度には文部科学省から「教員研修の高度化に資するモデル開発事業」（別添資料6-3-1-③）を委嘱され、教育委員会・学校・大学が三位一体となって協働して実施する拡散型オンライン教員研修モデルを開発することを目的とし、教育委員会のリーダーシップと大学の専門知を生かして教師の資質向上を図りつつ、研修方法の合理化・効率化を図り、校内研修におけるリーダーを育成する教員研修モデルを構築し、また、教育委員会・学校現場と連携し、客観的な効果検証を行い、教員研修の高度化モデルを確立した。

大学院生の指導においても、学術と実践が融合した教員が、学術と実践を融合した知識・技能・理論を授けることを通じ、学術を深めたいと希望する学生の研究支援を行い、その成果を学術論文として発表させることで、教育実践学領域での学術研究の発展に寄与している。

《必要な資料・データ等》

[別添資料6-3-1-①] 令和5年度上越教育大学研究プロジェクトの公募について（通知）

[別添資料6-3-1-②] 上越教育大学教職大学院研究紀要（目次・奥付）

[別添資料6-3-1-③] 文部科学省委託事業「教員研修の高度化に資するモデル開発事業」
委託事業報告書（概要）

(観点の達成状況についての自己評価：A)

「現代的教育課題に関する研究」及び「学校現場での教育実践に関する研究」の二つの取組テーマで研究を活性化するとともに、若手教員への研究支援や科学研究費助成事業への申請支援に資するための「学内研究プロジェクト」について、研究組織には必要に応じて近隣地域の小・中学校教員及び本学大学院生を研究協力者として参加させることができることにしている。

また「上越教育大学教職大学院研究紀要」を刊行し、教育研究活動を促すとともに研究成果を社会に還元している。

文部科学省から「教員研修の高度化に資するモデル開発事業」を委嘱され、教育委員会・学校・大学が三位一体となって協働して実施する拡散型オンライン教員研修モデルを開発した。

そして、大学院生の指導においても、学術と実践が融合した教員が、学術と実践を融合した知識・技能・理論を授けることを通じ、学術を深めたいと希望する学生の研究支援を行い、その成果を学術論文として発表させることで、教育実践学領域での学術研究の発展に寄与している。

以上のことから、本観点を十分に達成していると判断する。

観点6-3-2 地域の学校等における教育課題の解決に還元されるなど、教育の実践に資する研究活動になっているか。

(観点に係る状況)

「学校支援プロジェクト」(資料6-3-2-A)では、各教員の研究活動に関連した多様なテーマのプロジェクトを設定している。学生はそれらの中から1つのプロジェクトを選択し、各教員の研究内容と教育活動が関連づけられた実践を通じた研究活動に取り組んでいる。成果については、教育機関並びに本学の大学院生及び教員を対象として、「学校支援プロジェクトセミナー全体会」をオンラインで開催(236名が参加)し、各コース代表のチームによる成果発表を行っている(別添資料6-3-2-①)。

併せて、代表チーム以外のチームについては、連携協力校に対し、個別に成果発表を行うとともに、各チームの成果をまとめた「学校支援プロジェクト実践研究」(電子データ)を各連携協力校等280機関へ配布することにより、広く地域に発信している(別添資料6-3-2-②)。

独立行政法人教職員支援機構からの委託を受け、本学教職大学院の教員が、「NITS・教職大学院等コラボ研修プログラム支援事業」の一環として、長野県教育委員会との連携による「長野県教育委員会と上越教育大学教職大学院連携講座」(別添資料6-3-2-③)や、特別支援教育に携わる教師の指導力向上のための研修として、「教師間の協働によるインクルーシブな授業づくり研修」及び「通級による指導との連携による教科等の授業づくり」(別添資料6-3-2-④)を、現職教員や教員を志望する大学生等を対象として開催し、教育研究活動の成果を還元し、地域の教育課題解決に取り組んでいる。

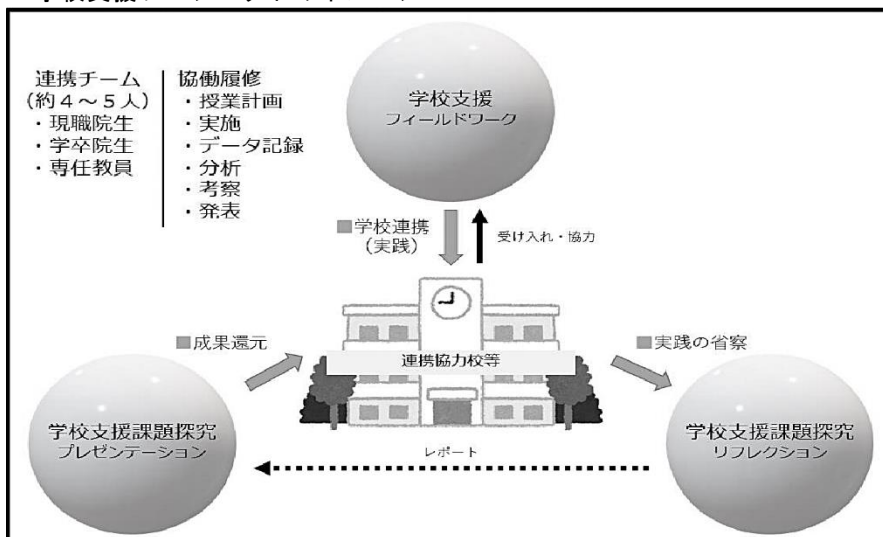
併せて「上越教育大学教職大学院サテライト講座」を全国各地で開催し、教職大学院の教育研究活動の成果を還元している(別添資料6-3-2-⑤)。

そして、教育委員会等の教育関係機関と連携し、地域の現職教員の資質能力の向上を図るため、ICT、特別支援教育、英語、道徳等の教育課題に関するテーマを中心に、自主セミナーや拡散型オンライン研修(J-SOTTプログラム)等各種キャリアアップ講習などを実施した(別添資料6-3-2-⑥)。

現職教員等向けのキャリアアップ講習等の累計開催回数は、令和4年度263回、令和5年度248回となっている。

資料6-3-2-A 学校支援プロジェクトの概念図

学校支援プロジェクトのイメージ



(出典：上越教育大学 大学院学校実習の手引き 令和6年度版 p.6)

- [別添資料6-3-2-①] 令和5年度 学校支援プロジェクトセミナー全体会参加人数
- [別添資料6-3-2-②] 令和5年度学校支援プロジェクトセミナー全体会 実施計画・実践研究
コース別一覧
- [別添資料6-3-2-③] 2023年度上越教育大学教職大学院教員研修講座
- [別添資料6-3-2-④] 特別支援教育担当者資質向上研修・養成
- [別添資料6-3-2-⑤] 2023年度上越教育大学教職大学院サテライト講座
- [別添資料6-3-2-⑥] 第4期中期目標期間中の現職教員等向けのキャリアアップ講習等の開催状況

(観点の達成状況についての自己評価：A)

学校現場の課題解決に参画する「学校支援プロジェクト」では、各教員の研究活動に関連した多様なテーマのプロジェクトが設定され、教員の研究内容と教育活動が関連づけられた実践を通じた研究活動が組織的に進められている。併せて、成果をまとめた「学校支援プロジェクト実践研究」（電子データ）を各連携協力校等に配布することにより、広く地域に発信している。

また、本学教職大学院の教員が教育委員会と連携し、現職教員や教員を志望する大学生等を対象とした講座や研修を開催し、教育研究活動の成果を還元し、地域の教育課題解決に取り組んでいる。

併せて、全国各地でサテライト講座を開催し、教職大学院の教育研究活動の成果を還元している。

そして、教育委員会等の教育関係機関と連携し、地域の現職教員の資質能力の向上を図るため、ICT、特別支援教育、英語、道徳等の教育課題に関するテーマを中心に、自主セミナーや拡散型オンライン研修（J-SOTTプログラム）等各種キャリアアップ講習などを実施している。

以上のことから、本観点を十分に達成していると判断する。

(2) 長所として特記すべき事項

教職大学院の学術研究の成果を、研究紀要により広く社会に還元している。また、様々な委嘱事業や学内プロジェクトを実施することにより、本学の知見を生かした研修モデルの開発、連携公開講座や研修の開催による教育研究活動の成果の還元、地域の教育課題の解決や現職教員の資質能力の向上、学生への研究支援、引いては学術研究の発展に寄与している。

(3) 改善を要する事項

該当なし

基準6-4 授業負担に対して適切に配慮されていること。

(1) 観点ごとの分析

観点6-4-1 専任教員の授業や学生指導等の負担に対して配慮がなされ、また、偏りを考慮した割り振りとなっているか。

(観点に係る状況)

「プロフェッショナル科目」において、いじめ・生徒指導研究研修センター、国際交流推進センター等の専任教員及び副学長からの兼任教員6人並びに兼任教員（学外非常勤講師）9人が一部の授業科目を担当している。

学校実習の実施において、学生及び担当教員の支援並びに関係機関との調整等を業務の一つとする学校実習・ボランティア支援室に配置している新潟県内の公立学校を定年退職した校長から採用した特任教授6人が教育現場で培った豊富な知見や経験に基づき、連携協力校と本学実習チームとのマッチング作業等の支援や、学校実習実施に係る危機管理を行っている。また、新潟県及び新潟市教育委員会との人事交流者である特任准教授4人についても同室の兼務者として当該業務のサポートを行っている。

(観点の達成状況についての自己評価：A)

「プロフェッショナル科目」において、兼任教員6人及び兼任教員9人が一部の授業科目を担当している。

また、学校実習・ボランティア支援室に配置している新潟県内の公立学校を定年退職した校長から採用した特任教授6人が連携協力校と本学実習チームとのマッチング作業等の支援や、学校実習実施に係る危機管理を行い、さらに、新潟県及び新潟市教育委員会との人事交流者である特任准教授4人についても同室の兼務者として当該業務のサポートを行うことで、授業実施に関わる負担の軽減を行っている。

以上のことから、本観点を十分に達成していると判断する。

観点6-4-2 学部等の専任教員とダブル・カウントされる教員の負担に対して、専門職学位課程における教育・研究に支障をきたさないよう適切な配慮がなされているか。

(観点に係る状況)

「プロフェッショナル科目」において、いじめ・生徒指導研究研修センター、国際交流推進センター等の専任教員及び副学長からの兼任教員6人並びに兼任教員（学外非常勤講師）9人が一部の授業科目を担当している。

学校実習の実施において、学生及び担当教員の支援並びに関係機関との調整等を業務の一つとする学校実習・ボランティア支援室に配置している新潟県内の公立学校を定年退職した校長から採用した特任教授6人が教育現場で培った豊富な知見や経験に基づき、連携協力校と本学実習チームとのマッチング作業等の支援や、学校実習実施に係る危機管理を行っている。また、新潟県及び新潟市教育委員会との人事交流者である特任准教授4人についても同室の兼務者として当該業務のサポートを行っている。

(観点の達成状況についての自己評価：A)

「プロフェッショナル科目」において、兼任教員6人及び兼任教員9人が一部の授業科目を担当している。

また、学校実習・ボランティア支援室に配置している新潟県内の公立学校を定年退職した校長から採用し

た特任教授6人が連携協力校と本学実習チームとのマッチング作業等の支援や、学校実習実施に係る危機管理を行い、さらに、新潟県及び新潟市教育委員会との人事交流者である特任准教授4人についても同室の兼務者として当該業務のサポートを行うことで、授業実施に関わる負担の軽減を行っている。

以上のことから、本観点を十分に達成していると判断する。

(2) 長所として特記すべき事項

該当なし

(3) 改善を要する事項

該当なし

「教育委員会及び学校等との連携」に係る自己点検・評価書

基準10-1 専門職学位課程の目的に照らし、教育委員会及び学校等との中核的な拠点として連携する体制が整備されていること。

(1) 観点ごとの分析

観点10-1-1 教育委員会及び学校等との連携を図る上で、協議会が設置され、適切に運営されており、同組織において議論されたことが、教育課程の編成、教育活動等の整備、充実、改善に活かされ、恒常的に機能しているか。教育委員会が設置する協議会においては、指標の策定等の検討に参画しているか。

(観点に係る状況)

新潟県教育委員会、新潟市教育委員会及び本学が連携協力を努め、教員の資質・能力及び新潟県の教育力向上を図ることを目的として、「新潟県教育委員会、新潟市教育委員会及び国立大学法人上越教育大学との連携推進協議会」を設置している。なお、令和5年度からは、新潟県教育委員会、新潟市教育委員会と個別に協議する形へ移行した。このことにより、それぞれの教育委員会の課題や要望に応じた意見交換、情報交換ができるようになった。(別添資料10-1-1-①、10-1-1-②)

学校教育・教育行政機関等との連携により、教職大学院の授業科目の開設その他の教育課程の編成に関する基本的な事項を審議し、意見を述べることを目的として、令和元年5月に「大学院専門職学位課程教育課程連携協議会」を設置している(別添資料10-1-1-③)。同連携協議会は、年2回を目途に開催することとしており、教育委員会等から意見・要望等をもらうことにより、教育課程の編成、教育活動等の整備、充実、改善に活かされている(別添資料4-2-1-①(前掲))。

本学に現職教員を派遣している都道府県及び政令指定都市の教育委員会と、毎年度開催している「都道府県等教育委員会と上越教育大学との連携協議会」においても、教職大学院についての説明の時間を設け、活発な意見交換を行っている(別添資料4-2-1-②(前掲))。

また、新潟県が設置している「新潟県教員等資質向上に関する連携協議会」における新潟県教員等育成指標改定に本学教員が参画した。(別添資料10-1-1-④、10-1-1-⑤)

《必要な資料・データ等》

[別添資料10-1-1-①] 国立大学法人上越教育大学と新潟県教育委員会との包括連携に関する協定書(新潟県)

[別添資料10-1-1-②] 国立大学法人上越教育大学と新潟県教育委員会との包括連携に関する協定書(新潟県)

[別添資料10-1-1-③] 上越教育大学大学院専門職学位課程教育課程連携協議会設置要項

[別添資料10-1-1-④] 新潟県教員等資質向上に関する連携協議会設置要綱(新潟県公開資料)

[別添資料10-1-1-⑤] [参考] 育成指標作成の経緯(新潟県公開資料)

(観点の達成状況についての自己評価：A)

新潟県教育委員会、新潟市教育委員会及び本学が連携協力を努め、教員の資質・能力及び新潟県の教育力向上を図ることを目的として、「新潟県教育委員会、新潟市教育委員会及び国立大学法人上越教育大学との

連携推進協議会」を設置している。令和5年度からは、新潟県教育委員会、新潟市教育委員会と個別に協議する形へ移行し、それぞれの教育委員会の課題や要望に応じた意見交換、情報交換をおこなった。

学校教育・教育行政機関等との連携により、令和元年5月に大学院専門職学位課程教育課程連携協議会を設置している。同連携協議会は年2回を目途に開催され、そこでの議論は、教育課程の編成、教育活動等の整備、充実、改善に効果的に反映している。

毎年度開催している「都道府県等教育委員会との連携協議会」においても、本学教職大学院についての活発な意見交換を行っている。

また、新潟県が設置している「新潟県教員等資質向上に関する連携協議会」における新潟県教員等育成指標改定に本学教員が参画した。

以上のことから、本観点を十分に達成していると判断する。

観点10-1-2 入学者の確保を図るため、専門職学位課程への現職教員学生の派遣、及び修了者の処遇等について、教育委員会と協議しているか。

(観点に係る状況)

現職教員を派遣している都道府県及び政令指定都市の教育委員会に対しては、毎年度、「都道府県等教育委員会と上越教育大学との連携協議会」を開催している（別添資料4-2-1-②（前掲））。この協議会では、本学教職大学院についての説明時間を設けたうえで、各教育委員会から派遣等現職教員の研修成果や現状についての報告を行い、今後の教員派遣の見通しをうかがいながらの意見交換を行っている。

(観点の達成状況についての自己評価：A)

「都道府県等教育委員会と上越教育大学との連携協議会」を毎年度開催しており、そこでは、派遣等現職教員の研修成果や現状についての報告や、今後の派遣動向を含めた意見交換を行っている。

以上のことから、本観点を十分に達成していると判断する。

観点10-1-3 学校教員の研修機能を有し、教職生活全体を通じた資質及び能力の向上を支援する取組を行っているか。

(観点に係る状況)

本学教員が長野県教育委員会と連携し、若手教員やミドルリーダーにおける生徒指導力・学力の向上を目指した「長野講座」を毎年度開催している（別添資料10-1-3-①）。

本講座は、最新の実践研究成果をもとに、今日的な課題解決に直結する内容となっている。加えて、参加教員だけでなく、大学教員や運営に関わる指導主事の職能開発にも繋がる講座の開発にも取り組んでいる。令和5年度は、5講座を開講し、延べ148人が参加した。グループでのディスカッションや演習の時間を多くとることで、受講者の理解が深まる講義となった。

さらに、教育委員会等の教育関係機関と連携し、地域の現職教員の資質能力の向上を図るため、ICT、特別支援教育、英語、道徳等の教育課題に関するテーマを中心に、自主セミナーや拡散型オンライン研修（J-SOTTプログラム）等、各種キャリアアップ講習などを実施した（別添資料10-1-3-②）。

文部科学省から「「新たな教師の学び」に対応したオンライン研修コンテンツ開発事業」を受託し、教育実践研究の成果として①学級経営の基礎・基本に関する研修(30分×4編)、②問題解決力を育成するための

情報モラル教育に関する研修(30分×4編)、③アニメーションによるいじめ防止等生徒指導に関する研修(30分×4編)を開発して本学ホームページから公表した(別添資料10-1-3-③)。併せて、独立行政法人教職員支援機構の教員研修プラットフォームとリンクさせ全国へ発信している。

現職教員等向けのキャリアアップ講習等の累計開催回数は、令和4年度263回、令和5年度248回となっている。

《必要な資料・データ等》

[別添資料10-1-3-①] 2023 長野県教育委員会と上越教育大学教職大学院連携による教員研修講座

[別添資料10-1-3-②] 第4期中期目標期間中の現職教員等向けのキャリアアップ講習等の開催状況

[別添資料10-1-3-③] 本学ホームページ「オンライン研修」

(観点の達成状況についての自己評価：A)

若手教員やミドルリーダーにおける生徒指導力・学力の向上を目指した「長野講座」を毎年度開催し、理論と実践の往還が図れる研修を実現している。

地域の現職教員の資質能力の向上を図るため、自主セミナーや拡散型オンライン研修(J-SOTTプログラム)等、各種キャリアアップ講習などを実施している。

文部科学省から「「新たな教師の学び」に対応したオンライン研修コンテンツ開発事業」を受託し、オンライン研修コンテンツを本学ホームページから公表した。併せて、独立行政法人教職員支援機構の教員研修プラットフォームとリンクさせ全国へ発信している。

以上のことから、本観点を十分に達成していると判断する。

観点10-1-4 「履修証明(サーティフィケート)」等の学校教員の履修要求に応える仕組みが用意されているか。

(観点到に係る状況)

学校現場の履修要求に応える仕組みとして新潟県教育委員会等と連携し、小・中学校の理科教育において科学リテラシーと観察・実験指導能力に優れ、教育課題解決に資する科学的思考力に富み、地域の中核的な役割を担う教員(コア・サイエンス・ティーチャー:CST)を養成するプログラムを実施し、修了者に対して認定証を発行している。

また、現職教員としての経験年数や資質を考慮し、入学前の教員としての実務経験等に相当する業績を単位認定することにより、実習科目の一部を履修したものとみなし、1年間で修了することを可能とする「1年制プログラム」(別添資料3-3-1-⑧(前掲))を導入している。さらに、大学院修学休業制度及び自己啓発等休業制度利用者の受入や、長期履修制度による受入も行っている。

なお、令和6年度には「遠隔教育活用修学プログラム」を構築し、令和7年度入学生からは現職教員が、所属校に勤務しながら学校教育の課題に取り組むことで協働力・実践力の質を高め、理論と実践の架橋・往還・融合を目指す学び直しの場を提供する予定である。(別添資料10-1-4-①)

《必要な資料・データ等》

[別添資料10-1-4-①] 上越教育大学教職大学院「遠隔教育活用修学プログラム」の導入について

(観点の達成状況についての自己評価：A)

新潟県教育委員会等と連携し、小・中学校の理科教育において科学リテラシーと観察・実験指導能力に優れ、教育課題解決に資する科学的思考力に富み、地域の中核的な役割を担う教員（コア・サイエンス・ティーチャー：CST）を養成するプログラムを実施し、認定証を授与された教員については、指導主事、地区理科教育センター協力員などとして地域の理科教育の普及の中心的な役割を担っている。

また、教員としての実務経験等に相当する業績を単位認定し、実質1年間で修了することを可能とする「1年制プログラム」を導入している。大学院修学休業制度、自己啓発等休業制度利用者等の受入れを行っている。令和7年度入学生からは、現職教員が、所属校に勤務しながら学校教育の課題に取り組むことのできる「遠隔教育活用修学プログラム」を提供する予定であり、学校教員の履修要求に応える仕組みを用意している。

以上のことから、本観点を十分に達成していると判断する。

(2) 長所として特記すべき事項

該当なし

(3) 改善を要する事項

該当なし